

2024(令和6年)年度～
2028(令和10年)年度

ほっと プラン 2024

～地域福祉の推進とみんなで
つくる福祉社会の実現～

巻

頭

言

～ 本計画の策定にあたって ～

このたび、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の中期計画「ほっとプラン 2024」を策定いたしました。この計画は、地域共生社会を築くため、県民の皆様に鳥取県社会福祉協議会の取組みについてご理解をいただき、ご支援、ご協力をお願いするために策定したものです。

新型コロナウイルス感染症も感染症法上の第 5 類の位置づけとなり、私たちの活動もコロナ以前に戻ってはきましたが、人口の減少、高齢化による地域コミュニティの希薄化はいっそう進みつつあります。とりわけ鳥取県は、人口約 53 万人と全都道府県中最少であるとともに、全国平均を上回る高齢化率や、地域交通の減便など社会インフラの問題も深刻化し、地域福祉活動の充実・振興は重要課題となっています。

鳥取県はかねてより「あいサポート運動」「子育て王国」などを掲げ、障がい者や高齢者、子育て支援などの分野で全国に先駆けた施策が展開されてきたところでもあります。また、令和 5 年には「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」が施行されるなど、地域共生社会の実現を図るため、きめ細かく目と心を配ることが求められるようになりました。私たち社協も、福祉関係者をはじめ県民の皆様の声をふまえながら社会状況をとらえ、改めて取り組むべき目標を見つめ直したうえで今後の活動テーマを定めていく必要がありました。

鳥取県社会福祉協議会では、「地域福祉の推進とみんなでつくる福祉社会の実現」を基本理念とし、地域に根ざした活動を通じて、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しています。このたび策定した「ほっとプラン 2024」では、「県民参画による福祉のまちづくり」「安心して暮らせる仕組みづくり」「福祉を担う人づくり」の 3 つのテーマのもと、7 つの重点目標を定めていますが、新たな重点目標として災害時福祉支援活動の充実を位置づけました。近年多発する自然災害に対し、被災地での支援活動や災害ボランティア活動関連事業などを盛り込んでいます。さらに、目下急務となっている福祉現場の人材不足の問題に対しては、福祉の仕事の情報発信、丁寧な相談とマッチングによる参入促進や定着支援、再就職支援やキャリアアップ、事業者支援など多方面からの取組みを整理しました。

基本的な社協活動においては、近年創設された新しい社会制度に関連した取組みや市町村社協支援を定め、セーフティネット機能関連では生活福祉資金特例貸付の利用者フォローアップなどを新たに追加しました。また、計画期間初年度に本県で開催される全国健康福祉祭「ねんりんピックはばたけ鳥取 2024」に関連した社協・関連団体の事業にも触れています。

厳しい社会状況の中ですが役職員一同、県民の皆様と力を合わせ、誰もが幸せに暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。

最後になりましたが、今後とも鳥取県社会福祉協議会の事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本計画策定にあたって多くのご意見・ご示唆を賜りました、福祉関係者や有識者など外部アドバイザーの皆様にも厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

会長 藤井 喜臣

鳥取県社会福祉協議会 中期計画
ほっとプラン2024

目 次

第1章 この計画について

はじめに 社会福祉協議会(社協)とは	4
計画概要	5
ほっとプラン 2024 体系と全体像	6
福祉のいま ～情勢・施策の動向～	8

第2章 重点目標と取組み

重点目標1 住民の主体的参加による地域福祉の推進	12
重点目標2 セーフティネット機能の充実・強化	22
重点目標3 福祉人材の確保・育成・定着	30
重点目標4 福祉学習・ボランティア活動の推進	38
重点目標5 災害時福祉支援活動の推進	48
重点目標6 社会福祉法人等への経営支援と福祉団体の活動支援	54
重点目標7 地域福祉推進のための組織基盤の強化	60

第3章 データ・用語集

鳥取県における福祉をとりまく現状	70
用語集	80

第

1

章

この計画について

社会福祉協議会（社協）とは



社会福祉協議会（社協）は、**法律に規定された民間団体**という特殊な性格を有しています。社会福祉に関係する民間の団体・個人で構成されている一方、公共機関としての役割を担うこともあります。自治体とも密接な関係性を持っていますが、その活動は単に制度や政策に基づくだけでなく、住民の生活・福祉課題を共有しながら必要な福祉のあり方を考えています。住民の主体的活動を支援し、関係機関とも力を合わせて活動を企画しています。

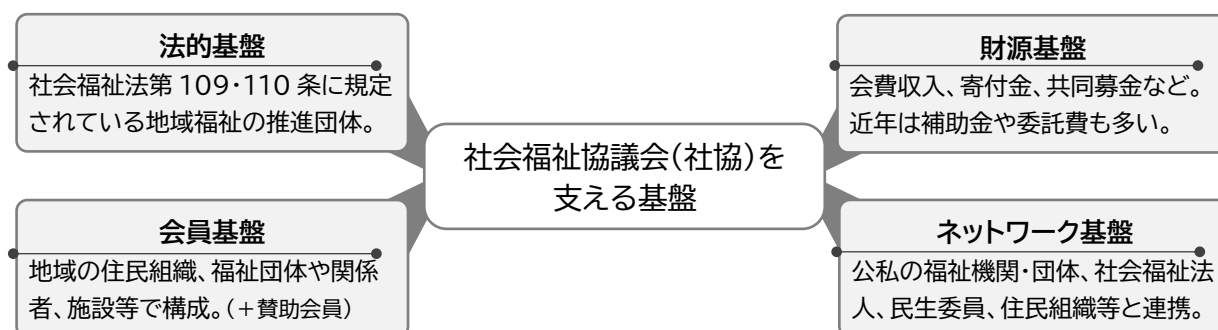
社協の目的は、法律※1で**地域福祉の推進を図ること**と定められています。ここでいう地域福祉とは、特定のカテゴリーの名前ではなく、すべての社会福祉分野に共通する基本的推進方向、共通テーマというべき位置づけです。特定の分野に限らず、地域福祉の中核的主体として普遍的に関わっているのが社協です。そのため、実施事業も非常に多岐にわたります。

しかし、**社協の力だけで実現できる目標は決して多くありません**。社協の活動は常に関係者とのつながりがベースとなっており、人々のライフステージや生活状況に応じた多様な支援にはネットワークの充実が重要です。特に福祉課題が複雑化・多様化する現代では、社会の支援機能がたて割りにならず、互いの強みを持ち合って連携し、包括的に取り組むことが大切です。これによって支援に厚み生まれ、その挟間を補い合ったり、相乗効果を生み出したりすることにつながります。幅広い関係者とのつながり、協力・協働を生み出していくことも社協の重要な使命です。

その中でも**市町村社協との連携**は、県社協にとって基本的な役割です。市町村社協は直接住民に関わる様々な活動やサービスが実施されており、住民との接点も日常的に存在している一方、県社協ではそれらの中間・後方支援の役割が比較的多いという特性があります。

互いに別の特徴を持つ組織ですが、ともに住民のための社協であることは変わりません。県社協も地域に出向き、状況や課題を聴き取りながら市町村社協の活動を支援しています。

なお、いずれも近年は行政施策の受託実施が増え、その事業を通じた関わりも多くあります。



この「**ほっとプラン 2024**」は、鳥取県社協が**地域福祉の推進役**として
地域共生社会の実現を目指し、
多様な福祉課題の解決にチャレンジしていくための行動指針です。

※1 社会福祉法第110条「都道府県社会福祉協議会は(中略)地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて(後略)」

計 画 概 要



理 念

地域福祉の推進とみんなでつくる福祉社会の実現

鳥取県社協が掲げる法人理念です。「ほっとプラン」は法人理念実現に向けて取り組む事業活動の中長期的計画であり、計画の理念としても同じものを用いています。

テーマ

上記の理念実現に向けたテーマとして、以下のように掲げています。

- 1 県民参画による福祉のまちづくり
- 2 安心して暮らせる仕組みづくり
- 3 福祉を担う人づくり

その取り組みについて、本計画では7つの「重点目標」を設定し、具体的な施策を推進します。
(全体の体系図は次頁)

進行管理

計画期間は、2024(令和6)年度～2028(令和10)年度の5年間です。毎年度終了時には自己評価を実施し、進捗状況や成果・課題意識をもとにしながら、本計画策定時に助言などを得た10名の外部有識者アドバイザーの評価意見や助言を引き続き受けることで、事業活動の改善につなげていきます。

また、社会状況や事業環境の急激な変化に備え、計画3年目となる2026(令和8)年度に中間見直しを行います。5ヵ年計画としての策定意義を尊重しつつ、実態に即さない取組みを修正し、計画の有効性をより高めていきます。

2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	2027(令和9)	2028(令和10)
計画にもとづいて事業実施				
	2024の評価	2025の評価	2026の評価	2027の評価
		中間評価		総括評価
		必要な見直し等		次期計画の編成

ほっとプラン2021との比較

災害福祉分野の取組みを総合し、一つの重点目標としてまとめました。(重点目標⑤)
また、前計画では感染症不安や制度見直しによる社会変動の下で3ヵ年計画としたところ、今回は短期的に解決しにくい諸課題にも粘り強く取り組む上で5ヵ年計画としています。
さらに計画の体系構成の見直し・重点化により、分かりやすい階層・項目化に努めました。

理
念

地域福祉の推進とみんなでつくる福祉社会の実現

テーマ設定 1

県民参画による
福祉のまちづくり

〔住民参画と市町村社協支援〕

主な関連 ▶▶▶ ① ④

テーマ設定 2

安心して暮らせる
仕組みづくり

〔当事者・利用者支援〕

主な関連 ▶▶▶ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

テーマ設定 3

福祉を担う
人づくり

〔人材の確保・育成・定着〕

主な関連 ▶▶▶ ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

重点目標 ①

住民の主体的参加による
地域福祉の推進

重点目標 ②

セーフティネット機能の
充実・強化

重点目標 ③

福祉人材の
確保・育成・定着

重点目標 ④

福祉学習・
ボランティア活動の推進

重点目標 ⑤

災害時福祉支援活動の推進

重点目標 ⑥

社会福祉法人等への経営支援と
福祉団体の活動支援

重点目標 ⑦

地域福祉推進のための
組織基盤の強化

体 系 と 全 体 像

方 向 性

取 組

住民の主体的な支え愛活動の
体制づくり

1 支え愛マップの推進

2 生活支援体制整備の推進

市町村社協を中心とした多機関協働に
よる包括的な支援体制づくりの強化

3 市町村社協担当制による連携・協働

4 包括的支援体制の基盤整備の支援

元気高齢者活躍社会の実現

5 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

自立・安定した生活支援の充実と
権利擁護体制の機能強化

6 生活福祉資金利用世帯に対する自立更生・生活安定支援

7 日常生活自立支援事業の適正・安定実施と相談援助機能向上

8 新たな課題解決に向けたアプローチ

生活困窮者等を支える
ネットワーク体制の構築・拡充

9 えんくり事業の支援機能拡充

10 市町村社協を中心とした支援ネットワークの構築・拡充

福祉職場の啓発・魅力発信と
人材確保、定着の支援

11 若い世代への福祉分野への参入促進

12 すそ野拡大と多様な働き方の導入支援

13 採用促進と離職防止の強化

福祉従事者の資質・能力の向上

14 質の高い福祉サービスの提供を行う福祉人材の育成

福祉学習の機会拡充

15 ボランティア体験・セミナー・高校指定の推進

福祉学習推進プラットフォームの取組支援

16 取組社協指定・福祉教育研究委員会の推進

ボランティア活動の推進と
支援体制の強化

17 とっとりボランティアバンクの運営

18 市町村社協ボランティアセンターの機能強化

福祉意識の啓発の推進

19 福祉意識の啓発事業の実施

災害時福祉支援活動の推進

20 災害ケースマネジメント普及・市町村の実施体制支援

21 DWATチーム員の養成及び派遣体制の整備

22 災害ボランティア活動の実施体制強化

社会福祉法人への経営支援の強化

23 社会福祉法人向け相談・研修体制の充実と経営支援

各福祉団体の活動支援

24 福祉団体の活動強化への取組支援

組織体制の強化

25 求められる職員像の実現と職員育成の強化

26 課題解決に向けた組織体制の整備と働きやすい環境づくり

経営基盤の強化

27 行政機関とのパートナーシップの強化と活動財源の確保

28 会員加入の促進と安定的な自主財源の確保

29 基金の活用と資産の適正かつ効率的な運用

福祉のいま ～情勢・施策の動向～



社会機能に影響をもたらす人口減少と少子・高齢化

人口問題において、「少子化」「過疎化」「高齢化」とともに「労働力人口の減少」が新たに強調されています。高齢者人口割合の最大化と就労世代の減少による社会機能全般の持続不安、いわゆる 2040 年問題が喫緊の課題です。急増する高齢者に対し介護サービスの深刻な供給不足、行政機能・社会サービスの低下、社会保障の見直しなども懸念され、私たちの生活環境や社会福祉のあり方が変容を余儀なくされる可能性があります。2040 年問題は 2040 年に起きるものではなく、今からの着実な取り組みが求められます。

住民を取り巻く日常の地域環境の変化

2023(令和 5)年、スーパーの大規模な閉店が鳥取県内を騒がせました。交通手段が減少する中、多くの地域で買い物や通院などが課題となっています。「住み慣れた地域」といっても、その姿は常に一様ではありません。かつて自然に存在していた地域コミュニティの互助機能も、今や当たり前のものではなくなりました。これらは特に高齢者の生活課題であり、したがってそこに暮らすすべての住民にとって他人事ではなく、やがて当事者となりうる課題です。

国が掲げる地域共生社会の実現

子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が参画して地域の暮らしをともに創り上げる「地域共生社会」の実現を国は提唱しています。社協では以前から馴染み深いテーマです。具体事業として、介護保険制度下の地域づくりである生活支援体制整備事業（2015[平成 27]年）や、分野を問わない相談・社会参加・地域づくりを目指す重層的支援体制整備事業（2021[令和 3]年）などは、そのビジョンの実現に向けた重要事業です。いずれも社協の本来的な取り組みと密接に関わるもので、事業受託する市町村社協も増えています。

問題を深刻化させる社会的孤立と県の新条例の制定

2023(令和 5)年、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」が施行されました。ヤングケアラーや老々介護など悩みを抱えた人が望まぬ孤立状態とならないよう、地域の絆を活かして本人・家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例です。家族の認知症、ダブルケア、産後うつ・介護うつ、ひきこもり者などの家族の悩みは、家で抱え込んでしまうとより大きく深い問題となります。社協にとっては、気配り・支え合いの啓発や福祉学習、相談支援など、基本的な活動に関わる支援テーマです。

全分野的な福祉人材の不足

福祉人材は、分野を問わず慢性的な不足状況です。最大の課題は処遇の底上げで、全産業平均月収との格差は介護分野職員で約6.8万円、保育士で約4.2万円※となっています。他業種と同様、機械化・ロボット導入やDX推進がマンパワーを補う大きなカギです。また主に介護現場で注目される外国人材も、県内で介護福祉士の合格者が生まれるなど事例が増えてきました。その他、業務の機能分化、OJTやエルダー・メンター導入による定着促進や職場環境改善などもテーマに上がっています。

※令和4年度賃金構造基本統計調査より

多様化する災害時の福祉支援

社協で長らく担ってきた災害ボランティア活動の支援において、2020(令和2)年から一定条件のもとにボランティアセンターの運営費の一部などが公費負担となり、運営において一歩前進しました。一方、鳥取県では2022(令和4)年、被災者を個別に支援する「災害ケースマネジメント」の取組み指針が示されたほか、福祉専門職による DWAT 活動、小中学校などでの防災福祉教育など、災害福祉分野で社協が担う役割は多様化しています。特に鳥取県では、防災をきっかけに地域づくりへつなげる取組み「支え愛マップづくり」を社協が支援しており、県内の多くの地域で取り組まれています。

認知症高齢者の増大などによる権利擁護ニーズの拡大

2023(令和5)年成立の認知症基本法における基本理念の一つには、意思決定支援と権利利益の保護がうたわれています。2025年には高齢者の5人に1人が認知症高齢者になるという予測もあり、地域での権利擁護は必須の支援課題です。もちろん認知症高齢者だけでなく、知的・精神障がい者などの地域生活においても不可欠な支援です。成年後見制度に加えて、社協の日常生活自立支援事業が長年この分野では重要な役割を果たしてきました。まずは身近に暮らす高齢者や障がい者、その家族の思いを住民が正しく理解していくことが改めて重要になります。

感染症の流行が残した影響とポストコロナの福祉

新型コロナウイルス感染症により、多くの「被害」を受けたのが地域コミュニティです。住民の自治会活動やサークル活動は制限され、さらに施設・病院・学校などとの交流も困難が増えて、丁寧に育んできた人のつながりに多くの分断が生じました。さらには経済活動の停滞による失業者や減収者も生み、2020(令和2)年から約2年半の生活福祉資金特例貸付において、鳥取県社協が行った貸付は48億円超に達します。その償還負担に加えて物価高騰も起こり、今も多くの人が生活課題を抱えています。コミュニティ復興と生活復興は、ともに「ポストコロナ」の大きな社会福祉課題です。

国際目標SDGs（持続可能な開発目標）

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」実現に向けたSDGsは、2030(令和12)年を年限に、17のゴール、169のターゲットから構成された世界共通目標として取り組まれています。鳥取県の取組み「とっとりSDGsパートナー制度」には、県社協も2021(令和3)年より賛同・登録しているほか、目標13「気候変動に具体的な対策を」などに関連する取県版環境管理システム「TEAS」の認証(Ⅱ種)を2009(平成21)年より受けています。



国連持続可能な開発目標

第

2

章

重点目標と取組み

住民の主体的参加による地域福祉の推進

現 状 と 課 題

高齢化・人口減少と担い手の不足

少子高齢化の進行で人口減少社会が本格化しています。このような社会の変化は、2040 年に向けてさらに加速化することが予想され、国の経済、財政等に与える影響が懸念されるなか、社会保障・社会福祉制度のあり方についても、さらなる変革が求められています。

鳥取県は人口が 55 万人を割り込み、小地域の支え合い活動や配食サービス等のボランティア活動の担い手不足に直面しており、地域福祉の活動維持に大きな課題が生じています。

地域のつながりの希薄化と課題の潜在化

地域住民の交流・見守りの場であるふれあい・いきいきサロンなどの活動は、過疎・高齢化に加え近年は感染症の流行等による制限も受けました。地域のつながりの希薄化から孤独・孤立に苦しむ人々の問題も浮き彫りになり、さらに 2024(令和 6)年に発生した能登半島地震では、過疎地域の防災や避難支援、災害発生後の生活支援の難しさなどが大きくクローズアップされたところです。

2022(令和 4)年 12 月、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」が成立しました。ひきこもりや老老介護、ヤングケアラーなどの社会問題もふまえながら、地域のつながりを再構築し、ひとりで悩むことなく、また安心して日常生活を送ることができる体制を整えることが求められています。

制度などの動向と社協活動の関係性

地域のつながりを再構築するために、社協の本来的な地域福祉活動の推進や住民参画の促進との共通性・関連性も多い生活支援体制整備事業を受託する市町村社協が増えており、生活支援コーディネーターを配置し、地域に協議体の設置を進め多様な主体の連携強化を図っています。また、分野横断・包括的な取り組みを目指して創設された重層的支援体制整備事業はこれまでに県内 5 自治体で取り組み、事業の一部を受託した社協もあります。地域共生社会の実現という共通の目標に向けて社協が安定的・継続的に取り組んでいくうえでも、行政とのパートナーシップは不可欠となっています。

シニアが活躍する社会の実現

平均寿命は年々延伸傾向にあり、誰もが健康で生きがいのある人生を送ることができる社会を築くことが課題となっています。高齢者が自分の豊かな経験や知識・技能を活かし、年齢や性別に関係なく地域社会に積極的に参加することは、自分らしく生きがいのある人生を送ることにつながります。また、過疎化や人口減少が進む中、高齢者が地域の担い手や地域の活性化のために活躍することが期待されています。

これまでの事業成果の活用

本会ではこれまで、県内 950 ケ所以上の自治会が取り組んでいる支え愛マップづくりの推進や市町村が進める生活支援体制整備の推進にあたってのバックアップ事業に取り組んできました。

担い手不足や孤立感の解消を図るため、県民一人ひとりの福祉への関心や福祉の心を育む取り組みを絡めて地域住民の支え合い意識の啓発や見守り活動を促進するとともに、生活支援コーディネーターのバックアップ、包括的支援体制の基盤整備の支援を強化していくことを目指します。

方向性

住民の主体的な支え愛活動の体制づくり

2016(平成28)年発表のニッポン一億総活躍プランで「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、以来多くの関連政策が打ち出されています。鳥取県ではそれより前から、大雪で立ち往生した車の運転者への思いやりある行動が注目を集めるなどして、困ったときはお互い様の行動精神を「支え愛」と表現してきました。

住民同士の出会い・交流や学びの場は、すべての地域福祉活動の出発点となります。身近に存在する困りごとを知ることで、普段の見守りや気づきの意識に繋がり、自分自身や住み慣れた地域の将来・あるべき姿を考えるきっかけになります。この項目の事業以外にも、福祉学習やボランティア・市民活動の推進など、多くの社協事業が重なり関連する重要なテーマです。

地域住民の主体性を尊重し、取り組みを支援し、県社協の理念にもある「みんなでつくる」を目指します。

具体的に取り組んでいくこと

- 1 支え愛マップの推進
- 2 生活支援体制整備の推進

取組

1

支え愛マップの推進

- (1) 実施の啓発・支援
 - ア 住民向け啓発研修
 - イ 関係者連絡会
 - ウ 取組み地区への補助（助成）
- (2) インストラクター養成
 - ア 養成研修会
 - イ 現場実践におけるフォロー
- (3) 関係機関との連携、情報発信

数値目標 マップづくり累計地区数

2024	987カ所・34%
2025	1,027カ所・35%
2026	1,067カ所・37%
2027	1,107カ所・38%
2028	1,147カ所・39%

%は全自治会数に対する取組率。地区数は社協の関与なく取り組んだ地区も含む。

○支え愛マップとは、災害時の避難経路や手助けが必要な人を地域の白地図に書き込んでいく取組みです。作成はそこに住む住民自身ですが、作ることだけが目的ではありません。地域について知らなかったことをみんなで知り、みんなで話し合うことで価値が生まれる取組みです。

完成された支え愛マップは地域の現状把握に役立つほか、作成プロセスにおいて災害時の避難経路や要支援者について考えることで、自然と日常的な見守り意識が生まれていきます。有効なツールとして広く定着しつつあり、引き続き全県域でさらなる普及を目指します。



○支え愛マップづくりは前身の事業※とあわせて、取組み開始から 10 年以上が経過します。近年はさらに一步進んだ取組みとして、マップづくりから派生する住民活動の創出、地域間の情報交流などの支援にも取り組んできました。地域の実情や要望もふまえながら行政機関と連携し、ステップアップにつながるよう引き続き支援していきます。

○多くの地域に普及してきた支え愛マップは、市町村社協においても、マップ作成の支援を通じてより深く地域を知り、地域とつながるきっかけになる重要なツールであり、市町村社協職員を対象としたインストラクター養成や実践支援にも取り組んでいきます。

○支え愛マップのさらなる普及活動のため、イベント等の機会や多様な広報媒体の活用のほか、実際の取組み事例をもとに作成した紹介DVDを活用して普及啓発を図っていきます。

○現在、鳥取県では 959 カ所が支え愛マップに取り組んでいます。しかし、地域によって取組みに開きがあり、日南町や若桜町などは自治体の取組普及率 100%ですが、他の市町村によっては同 5%など格差があります。このような地域格差を無くし、防災をきっかけに地域福祉の意識を向上させるため、引き続き支え愛マップの有効性・有用性を示しながら普及を目指していきます。



※支え愛マップづくりの前身の事業 みんなでやらいや！「わが町」支え愛活動支援事業

取組

2 生活支援体制整備の推進

- (1) 体制整備推進支援員の配置
 - ア 支え合い支援活動創出のための市町村伴走支援
 - イ 個別相談支援
- (2) 生活支援コーディネーター研修の実施
 - ア 養成研修
 - イ スキルアップ研修
- (3) 生活支援コーディネーター情報交換会の開催
- (4) 地域支え合いフォーラムの開催
- (5) 市町村等へのアドバイザー派遣

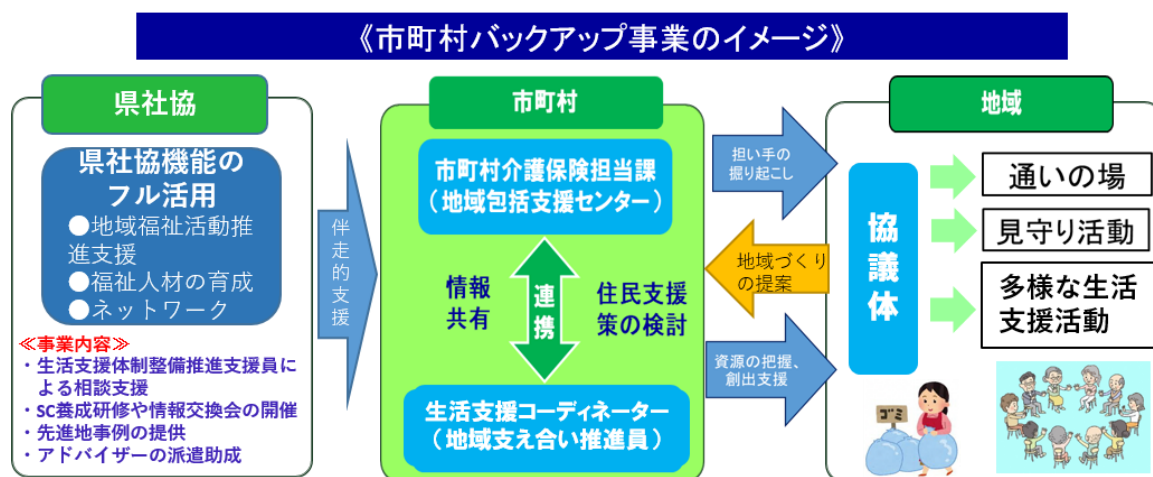
○2015（平成 27）年 4 月、介護保険制度の改正により新たな仕組みとして地域支援事業の中に「生活支援体制整備事業」が設けられました。この事業は、介護保険制度のサービスのみならず、地域の支え合いで行われている活動を融合しつつ、日常生活上の多様な支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくものです。

○市町村においては、多様な主体の定期的な情報共有、連携強化の場として「協議体」を設置し、地域の資源開発やネットワーク構築等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置するなど、住民同士のつながりを大切にしていることで、社会的孤立を生まない、豊かで多様なつながりのある地域づくりが動きだしています。

○とりわけ、地域の生活支援サービスを創出し支援につなげる生活支援コーディネーターの役割は重要で、コーディネーターには市町村や地域包括支援センター等と連携した活動が求められています。

○本会では、2021（令和 3）年度から県内の市町村が進める生活支援体制整備の推進にあたってのバックアップ事業に取り組んできました。今後も、生活支援コーディネーターの養成やスキルアップ、それぞれの現状や課題を情報交換する場づくり、アドバイザー派遣等を通じて、引き続き市町村及び市町村社協に対するバックアップ事業に取り組めます。

○さらに、地域共生社会の推進の観点から、市町村で取り組む「重層的支援体制整備事業」における「地域づくり支援事業」との連動も図りつつ、本会機能をフル活用して支援に取り組めます。



方向性

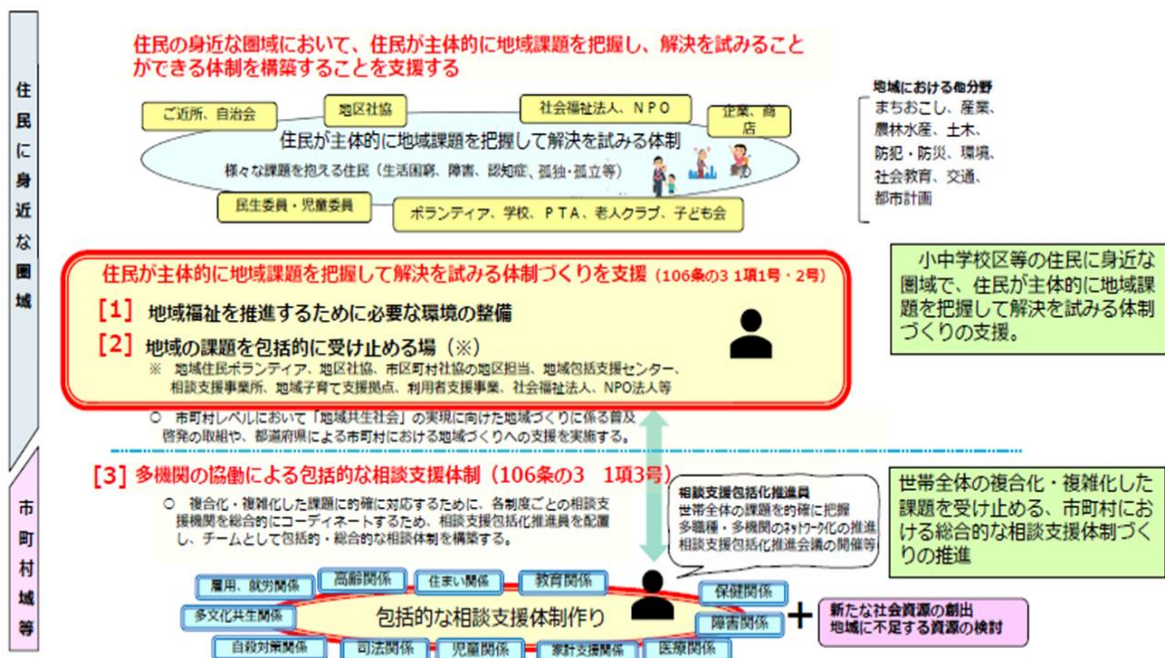
市町村社協を中心とした多機関協働による
包括的な支援体制づくりの強化

地域住民の生活・福祉課題は、少子高齢化や社会構造の変化に伴って、多様化・複雑化の傾向にあります。これらの課題に対処するためには、分野ごとの支援ではなく、包括的な支援の体制が重要です。県社協では、市町村社協が地域住民の主体性を尊重し、生活・福祉課題の把握と支え合いの仕組みづくりを推進することを目指しています。

その一環として、2018（平成30）年11月から市町村社協担当制を導入しました。この担当制では、各社協の課題を把握し参考事例の情報提供や改善策を提示し解決に結びつけるとともに、県域全体で共有し、包括的支援体制の基盤づくりの強化を図っていきます。

また、国が進める包括的な支援体制についても、各市町村での整備が急がれています。地域の課題解決力の向上には社協の存在は欠かせず、日ごろからの丁寧な住民支援や地域の課題把握を引き続き進めつつ、自治体の地域福祉計画や社協の地域福祉活動計画によって、社協自身の役割を具体化・見える化していくことも重要となります。

包括的な支援体制の全体像



※厚生労働省資料を基に一部加工

この項目における取組

- 3 市町村社協担当制による連携・協働
- 4 包括的支援体制の基盤整備の支援

取組

3 市町村社協担当制による連携・協働

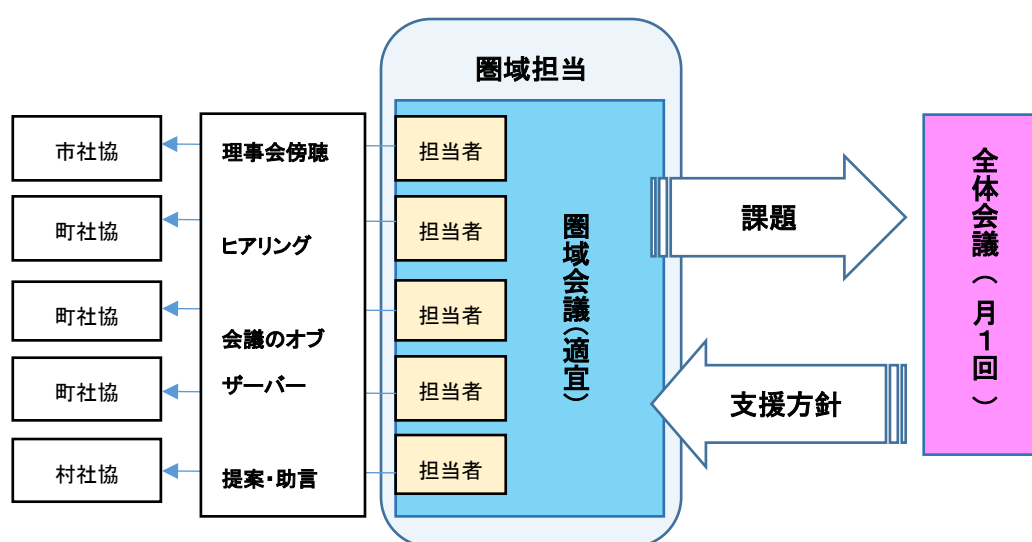
- (1) 市町村担当制の強化
 - ア 担当者の配置、土業等との連携によるスーパーバイズ
 - イ 情報発信等
- (2) 地域福祉活動計画の策定支援
 - ア 策定指針の普及、未策定市町村への関与
 - イ 策定済み市町村の見直し助言・支援

○地域共生社会の実現に向けて、住民が生活課題を発見し解決を試みる（支え合う）取組みが小地域ごとに展開されることが必要です。そのため、市町村社協による住民意識の醸成や集う機会づくり等は欠かすことができません。こうした地域福祉活動の充実を図るため、市町村社協活動の課題や要望を整理・分析し支援を行う目的で、2018（平成 30）年 11 月から市町村社協担当制を導入しました。

○担当制では、市町村社協ごとに職員を配置し、各社協が抱える課題や状況を把握し、経営・労務・会計・地域福祉活動計画・各事業運営等の課題だけでなく、制度改正事案や個別の相談にも対応していきます。また、担当制を通じて把握した課題や照会に対する回答、改善策等について各社協へフィードバックを行います。

○そのため、担当制を担う職員の育成と意識醸成が必要です。改めて社会福祉協議会の役割等について研鑽するとともに、コミュニティソーシャルワークの視点を持ち、担当制を通じて、市町村社協が抱える課題に対応できるよう職員自身のスキルアップを図ります。

【支援体制】



取組

4

包括的支援体制の基盤整備の支援

- (1) 包括的支援体制整備に向けた意識啓発・人材育成
 - ア 体制整備促進研修
 - イ 人材養成・フォローアップ研修
 - ウ 意識啓発セミナー
- (2) 重層的支援体制整備事業の実施を見据えた市町村社協支援
 - ア 地域福祉活動計画策定・見直し支援
 - イ 地域カルテの普及・活用支援

数値目標 地域福祉活動計画の策定

2024	16市町村社協
2025	17市町村社協
2026	18市町村社協
2027	19市町村社協
2028	19市町村社協

地域福祉活動計画を策定することで、社協の取組みの見える化、地域福祉計画への位置付けにつながり、包括的支援体制づくりの基盤となる。

- 生活・福祉課題が複合化・複雑化するなか、従来の縦割りの制度による対応だけでは解決が難しく、制度の枠を超えて包括的に課題を捉え、支援や解決につなげる仕組みづくりに向けて、各市町村における包括的支援体制の構築が求められています。
- また、地域における生活・福祉課題の解決に向けては、地域住民が主体となって生活・福祉課題を把握し、解決を試みる体制づくりを進めることが必要です。
- 市町村においては、民生委員・児童委員、愛の輪協力員や福祉委員はもとより、「つながりサポーター」や「おせっかい人」など、特色ある取り組みが行われています。こうした活動を取り上げ共有していきます。
- 包括的な支援体制づくりを進めるための具体的な事業である重層的支援体制整備事業は、社協が取り組んでいる地域支援、地域づくりに通じる取組みです。こうした取組みを地域福祉活動計画にしっかりと位置付け、評価・見直しを行っていきながら、社協の取組みを見える化し、行政の地域福祉計画の中に明確に位置付けていくことが、社協としての存在意義を示すことにつながります。
- 本事業については、県方針もふまえ全市町村で実施されるよう県社協も推進していきます。また、社協としてどのような地域づくりを進めるのか、そのために何に取り組んでいくべきかを明確に示すため、地域福祉活動計画の策定や評価、見直しに向けても支援していきます。
- また、地域福祉活動計画は、住民の地域に対する思いなどを把握し、住民とともに取り組みを進められる計画でなければなりません。そのために必要となる地域アセスメントの考え方や手法について市町村社協職員の理解を図りながら、そのツールとして、地域の状況や支援経過等を記録する「地域カルテ」の普及・活用を進めます。

方向性

元気高齢者活躍社会の実現

高齢者が積極的に社会に参加することは、生きがい・健康づくりにつながります。また、高齢者の積極的な社会参加は、自身の健康を維持するだけでなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現にもつながります。

鳥取県社会福祉協議会では高齢者が持つ資格、経験、特技、技能を登録し、県民や地域に還元していただく「とっとりいきいきシニアバンク事業」を実施し、生きがい・健康づくりを促進してきました。また、シニアバンク登録者とその力を必要とする地域をつなげ、地域のイベントや福祉施設などにも活動の場を見出し、地域の担い手・支え手としても活躍の場を広げています。

高齢者の生きがいづくりの場を広げ、地域での活躍を後押しするとともに、スポーツや文化活動を通じ自主的な社会貢献活動を支援し、高齢者が活躍する社会の実現を目指します。

この項目における取組

5 高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進

取組

5

高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進

(1) とっとりいきいきシニアバンク事業の実施

- ア ホームページ等での情報発信
- イ シニアバンク生涯現役まっりの開催
- ウ 登録者の掘り起しと活動の場の拡大

数値目標

情報発信数／新規登録者数
／延べ活動者数

2024

2025

2026

2027

2028

・情報発信数

(Facebook 投稿数) 300件/年

新規登録者数 200人/年

延べ活動者数 2,000人/年

2023(令和 5)年度の実績見込※をふまえ、県民への情報提供及び登録団体・者の活動支援をさらに充実させるため設定。

※実績見込：情報発信 280 件、新規登録者数 150 人、延べ活動者数 1,800 人

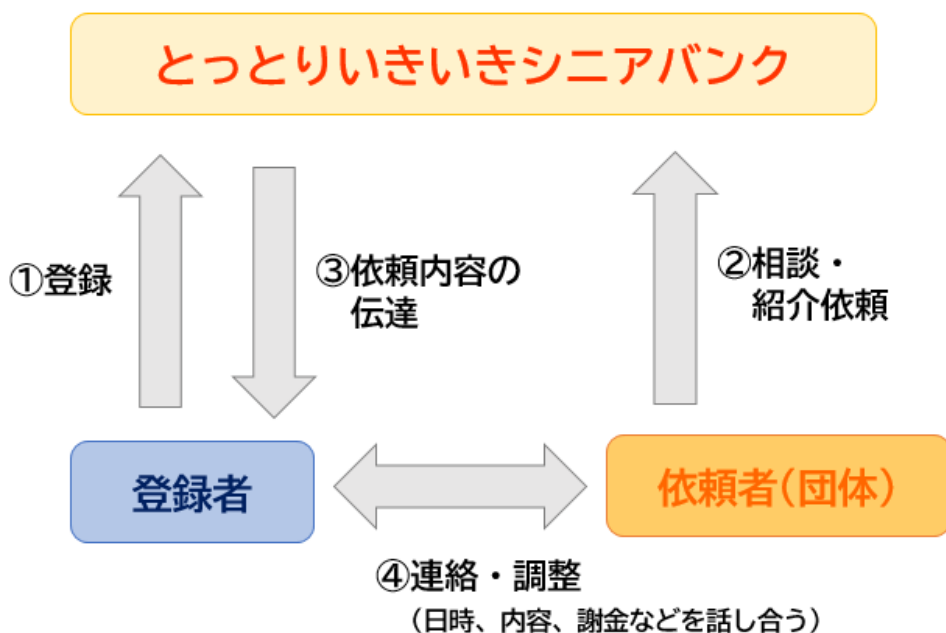
○2022(令和 4) 年度にはシニアバンクの累計登録者数は 6,761 人(196 団体)に達し、累計活動者人数は 7,968 人にのぼるなど、高齢者の活躍の場が広がっています。2025(令和 7) 年度には事業開始から 10 周年を迎え、登録者のさらなる拡大とともに、活躍の場の拡充を図ります。

○登録者の活動の場を直接取材し、活動の写真や動画とともにホームページ・SNS で随時紹介していきます。また、ホームページ等の内容を充実させ、登録団体とも連携し情報発信力を強化し、登録の促進、活躍の場の拡充を図ります。

○シニアバンクの PR と活躍の場の拡充のため、県民を対象としたイベント「生涯現役まつり」を開催します。登録者の技能の披露や特技を活かした体験コーナー等を実施し、広く県民にシニアバンクを周知します。

○各種イベントや講演会等で活躍している高齢者の情報収集を行い、対象者を掘り起し、登録者数を拡大していきます。また、2024(令和 6) 年に開催される第 36 回全国健康福祉祭(ねんりんピック) とっとり大会を機に、生きがい・健康づくりへの意欲・関心を高め、登録者の拡大と地域での高齢者の活躍の場の拡充を促進します。

《シニアバンクイメージ図》



Pick Up!

ねんりんピック（全国健康福祉祭）

全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）とは、概ね60歳以上の高齢者を中心にスポーツや文化活動の交流等を通じ、世代を超えて交流の輪を広げる健康と福祉の総合大会。2024(令和6)年には鳥取県で開催される。



▲2023（令和5）年大会 入場行進

▼ねんりんピック鳥取大会ポスター



▼ボランティア参加の募集・参加支援

鳥取県社協では「ねんりんピック鳥取大会ボランティアセンター」事業を県から受託し、大会に関わるボランティアの募集、参加支援などを行う。

（ボランティアは2024(令和6)年5月末まで募集）

第36回全国健康福祉祭とっとり大会

ねんりんピックはばたけ鳥取2024

咲かせよう 砂丘に長寿と 笑みの花 令和6年10月19日(土)～22日(火)

大会ボランティア 大募集!

おやかみじろう

募集人数 延べ1,000人程度

募集期間 令和6年5月31日(金)まで

活動期間 【事前PR活動・ミーティング】令和5・6年度中のイベント等開催日
【大会運営補助】令和6年10月18日(金)から令和6年10月22日(火)

事前PR活動等	イベント提案・企画	大会運営補助
○リハーサル大会 ○各種イベント等 ○広報活動	○ミーティング・意見交換 ○ボランティアのみなさんと一緒に おもしろい活動をして大会を盛り上げるイベントを企画	○受付・案内 ○開閉・閉会式、イベント会場等 ○マラソン・バレーボール等 ○選手の出迎等 (主要駅・空港等)

募集要件 県内に在住、在勤又は在学している者(※)
個人・グループ(団体)を問わず応募できます
※申込時に15歳以上の中学生は除く、なお18歳未満の方は、保護者の同意が必要。

応募方法 鳥取県社会福祉協議会ホームページの応募フォームに入力いただくか、応募用紙に必要事項を記入の上、以下の応募先までメール・持参・郵送、FAXにより応募ください。
応募用紙は鳥取県社会福祉協議会HPからダウンロードできます。

応募先 ねんりんピックはばたけ鳥取2024ボランティアセンター
〒689-0201 鳥取市伏見729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内
TEL:0857-59-6338 FAX:0857-59-6340
E-mail:nennrinv@tottori-wel.or.jp
鳥取県社会福祉協議会ホームページ:https://www.tottori-wel.or.jp/
大会公式ホームページ:https://nennrinpick2024.jp

鳥取の文化との対話。

心に残る出会い、

第33回 地域文化 伝承館

鳥取県内各地に伝わる郷土芸能などを高齢者や子どもたちがステージで披露するほか、月替りで行われる作品展示や鑑賞し賞品が当たる抽選会など「見て、感じて、体験できる」場で鳥取の地域文化を体験できる貴重な機会です。ぜひ会場へお越しください!

入場無料

10月19日・21日 米子コンベンションセンター 多目的ホール 〒685-0043 鳥取県米子市栗原 294

2024年 10月19日・21日 米子コンベンションセンター 多目的ホール

鳥取県内各地に伝わる郷土芸能などを高齢者や子どもたちがステージで披露するほか、月替りで行われる作品展示や鑑賞し賞品が当たる抽選会など「見て、感じて、体験できる」場で鳥取の地域文化を体験できる貴重な機会です。ぜひ会場へお越しください!

鳥取県社会福祉協議会、鳥取県、(一財)鳥取県社会福祉センター、鳥取県老人クラブ連合会、公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会、ねんりんピックはばたけ鳥取2024「地域文化伝承館」実行委員会事務局

◀地域文化伝承館

福祉・生きがい関連イベントとして、全国老人クラブ連合会と鳥取県老人クラブ連合会の主管による「地域文化伝承館」が開催される。

セーフティネット機能の充実・強化

現 状 と 課 題

社会構造の変化とセーフティネット機能の低下

少子高齢化、人口減少が急速に進行し、多様化・グローバル化が進む中、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限・自粛も追い打ちとなって、人と人とのつながりを大きく薄れさせました。また、核家族・単身世帯の増加など家族も多様化し、これまで地域や社会が担ってきた社会的機能の低下により、今日では高齢化に伴う認知症の人の増加や、社会的孤立、引きこもり、孤独死、虐待、ヤングケアラーなど日常生活の営みを維持・継続するうえで深刻な社会問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症がもたらした経済的影響や、不安定な国際情勢等による物価上昇・経済停滞は国民生活を圧迫し不安定・低賃金な非正規労働者の増加、収入格差の拡大を招き生活困窮者が生まれ、生活・将来不安を増大させています。

社協が果たすセーフティネット機能と課題

子どもから大人まで誰もが地域の中で安心してその人らしい生活を送ることができるようなライフステージに応じた仕組みづくりが求められる中、これまで県社協では、市町村社協と一緒に各事業へ取り組み、生活課題を抱えた世帯に対する相談支援と合わせた貸付による自立更生支援、判断能力の低下した方への金銭管理支援など、地域における第2のセーフティネット機能としての役割を果たしてきました。しかし、支援を必要とする方は増加傾向にあり、世帯の抱える課題も多様化・複雑化してきており、事業の質・量の向上とともに、制度の狭間や既存の制度・事業等に対応できない課題にも対応する必要があります。

また、各地域において、行政をはじめとする各分野の支援機関や社会福祉法人などの関係機関・団体等有機的に繋がり、課題を抱えた世帯に対して重層的・包括的に支援を行う支援ネットワーク体制の構築・強化が必要であり、社会福祉協議会はその中核的役割を担うことが求められています。

これまでの事業成果の活用

県社協では、各事業の安定実施に向けた運営財源・人材の確保とともに、各事業の質・量の向上を図り、生活に困難を抱えている人・世帯に対し、今後も引き続き継続的な支援を適切に実施していきます。

また、各事業を通じて関係機関等へ連携・協働体制の構築・拡充に対する働きかけ等を行い、各地域における支援ネットワーク体制の構築・強化に向けた側面からの支援強化に取り組めます。併せて、ネットワークの中核を担う役割が求められる市町村社協に対して、必要な研修や相談・助言等のサポートを行い、市町村社協を中心とした支援ネットワークの構築・強化に向け取り組んでいきます。

また、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、新たに生じてきている課題解決に向け、新たな事業の取り組みや関係機関との連携による取り組みの検討、行政に対する提言・要望等、積極的なアプローチに取り組んでいきます。

方向性

自立・安定した生活支援の充実と
権利擁護体制の機能強化

高齢化や人口減少の急速な進行により、地域・家庭・職場など暮らしにおける人と人とのつながりや、生活領域における支え合いの基盤が弱まる中、様々な困難に直面した場合でも、誰もが地域の中で安心してその人らしい生活を送ることができるような仕組みづくりが求められています。

社協では、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、家賃債務保証事業等の各事業を通じて、地域における第 2 のセーフティネット機能としての役割を果たしています。特に生活福祉資金貸付事業においては、コロナ禍の緊急的なセーフティネット強化策として特例貸付を実施し、減収により生活に困窮された世帯への支援を行ってきました。

しかし今日、8050 問題やダブルケア・ヤングケアラー問題、家族・夫婦間の DV や子どもへの虐待、また独居高齢者、認知症患者の増加など世帯の抱える課題は複雑・多様化し、地域での権利擁護は必須の支援課題です。これに加えて、物価高騰による生活負担の増大、非正規労働者の増加等による収入格差問題など、人々が抱える生きづらさは増してきており、社会のセーフティネット機能が果たす役割は益々大きくなっています。

また、急速な社会変化の中で、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、新たな多くの課題が生じています。この課題解決に向け、新たな事業の取り組みや関係機関との連携による取り組みの検討、行政に対する提言・要望等、積極的なアプローチに取り組んでいきます。

この項目における取組

- 6 生活福祉資金利用世帯に対する自立更生・生活安定支援
- 7 日常生活自立支援事業の適正・安定実施と相談援助機能向上
- 8 新たな課題解決に向けたアプローチ

取組

6

生活福祉資金利用世帯に対する 自立更生・生活安定支援

- (1) 貸付世帯への相談支援の強化
(2) 新型コロナ特例貸付利用世帯へのフォローアップ

- 「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、世帯の自立更生および社会参加の促進等を図ることを目的とした貸付制度です。
- 今日、世帯の抱える課題は複雑化・多様化してきており、解決に向けては専門的知見を要するケースや、長期間にわたる支援を要するケースが増加しています。また、貸付により一度生活安定を取り戻しても、もともとの経済力の弱さから、別の課題が生じたことで再度生計困難に陥ってしまうケースも散見されます。
- このような背景から、適切な相談支援を行うにあたり、担当職員一人一人の相談支援スキルがこれまで以上に必要となっています。県社協では、世帯の抱える本質的な課題を適切に把握するためのアセスメント力向上や、支援検討に必要な関係する社会保障制度・事業等についての知識習得を目的とした研修、事例検討等を開催し、職員個々のスキルアップを図ります。
- また、実際の支援にあたっては、本事業のみでなく生活困窮者自立支援機関をはじめ行政や関係支援機関との連携・協働が不可欠です。県社協では、関係支援機関を対象とした生活福祉資金制度についての研修会や訪問・説明等を行い、本制度への理解促進、連携した支援の強化に取り組みます。また、民生委員や地域関係者等との連携を強化し、身近な地域での見守りや声掛けなど、継続的な支援体制の構築・強化を図ります。
- 新型コロナ感染症による経済的影響は未曾有のものとなり、その影響により減収した世帯への緊急的支援として実施した特例貸付は5,000世帯を超える貸付となりました。また、特例貸付利用後も、なお経済的に厳しい状態が続いていたり、中高年代での転職等により不安定な生活を余儀なくされていたりする世帯も数多くあります。これらの世帯に対し、訪問・架電等のアウトリーチ型による積極的な相談支援などにより、適切な支援へのつなぎ、継続的な見守り等、世帯の自立更生・生活安定へ向けたフォローアップ支援に取り組みます。



取組

7

日常生活自立支援事業の 適正・安定実施と相談援助機能向上

- (1) 事業の安定的な実施
 - ア 財源確保、運用手順の見直し等、業務効率化と不正防止の取組み
- (2) 相談援助の質の維持・向上
 - ア 専門員・生活支援員の養成・スキルアップ
 - イ 生活支援員の配置率向上
- (3) 成年後見制度への円滑な移行の促進
 - ア (関係機関との) 連携体制の構築

数値目標

利用者に対する生活支援員
配置率

2024 65%

2025 67%

2026 69%

2027 71%

2028 73%

過去平均 60%程度の配置率となっている。
利用者のより身近な圏域での支援が行える
体制を整える。

- 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が日常生活を営むのに支障のある場合、福祉サービスの利用や日常的金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立して生活が送れるよう支援する事業です。本人の意思に基づいた利用が前提であり、契約後は各市町村社協の専門員または生活支援員が支援を行っています。
- 日常生活自立支援事業においては、補助金と利用料を財源としていますが、補助金額が年々減少し財源確保が大きな課題となっており、利用料の見直しや、業務の効率化が求められています。そのため、運用手順の見直しなどを継続的に図っていきます。
- 不祥事を防ぎ、事業の適正実施に向けて巡回訪問の実施や専門員連絡会、資質向上のための研修などを活用し、継続的に確認や注意喚起を行います。
- 生活支援員の担い手不足により、専門員の業務負担が増加している状況です。そのため、定期的に研修等を開催し、生活支援員の養成・スキルアップを図るとともに、人材確保への働きかけを行います。
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行にあたっては、市町村社協による法人後見の実施が強く求められています。未実施の市町村社協に働きかけるとともに、各関係機関と連携し、適宜情報共有等を行っています。

取組

8 新たな課題解決に向けたアプローチ

- (1) 新たな課題解決に向けた取り組み検討
- (2) 行政に対する提言・要望等

○少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、人と人とのつながりの希薄化など社会が急速に変化し、個人の生活基盤が脆弱になる中、既存の制度や事業で対応できない新たな課題が出てきています。

ヤングケアラー、8050問題など、社会的に課題認識が広がり、対策への取り組みが進みつつあるものもありますが、具体的な対応に取り組めていない課題や、いまだ認識できていない潜在的課題も多くあるものと思われます。県社協で実施している各事業からも新しい社会課題が見えてきています。

- ・身寄りのない高齢者の死後財産処理
- ・判断力はあるものの身体能力的問題から金銭管理が困難な事例（支払いや預金の引き出し等）
- ・高齢者世帯の軽微な日常生活問題（重い家具の移動、電球交換等）
- ・就職の際の身元保証人が確保できないこと など

○これらの新たな課題に対し、新たな取り組みの検討をすすめるとともに、各関係機関との課題認識共有・連携した支援の検討など、課題解決に向け取り組んでいきます。

○また行政機関へ向け、これらの課題解決へ向けた新たな政策の要望・提言等、積極的なアプローチに取り組んでいきます。

方向性

生活困窮者等を支える
ネットワーク体制の構築・強化

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるうえでは、個々の事業・公的制度等によるセーフティネット機能の充実・強化のみでなく、市町村社協や各分野の支援機関、社会福祉法人などの関係機関・団体等が有機的につながり、課題を抱えた世帯に対して重層的・包括的に支援を行う体制の構築・強化が求められます。

また、住民個々や世帯に対する支援のみでなく、地域全体を俯瞰し、地域としての課題を適切に把握・共有し、関係機関の連携・協働により対応していくことが必要であり、このためにも各地域における関係機関のネットワーク構築は不可欠です。

このネットワークにおいて市町村社協の求められる役割は大きく、市町村における包括的な支援体制の構築においても、地域課題への対応とともに、関係機関等との連携・協働の中核を担う役割が求められており、その対応は急務となっています。

県社協では、生活困窮者自立支援バックアップ事業をはじめ各事業による研修等を通じた関係機関等への連携・協働体制構築・拡充に対する働きかけ、また、えんくり事業を通じた社会福祉法人の協働支援等により制度の狭間や複合的なニーズに対応できる地域となるよう、地域におけるネットワーク体制の構築・強化に向け、側面からの支援強化に取り組んでいます。

併せて市町村社協に対し、研修や担当制、各事業を通じた相談・助言等を通じて、ネットワークの中核を担う機関としてのサポートを行い、市町村社協を中心としたネットワーク構築・強化に向け取り組んでいます。

この項目における取組

9

えんくり事業の支援機能拡充

10

市町村社協を中心とした支援ネットワーク体制の構築・拡充

取組

9 えんくるり事業の支援機能拡充

- (1) えんくるり事業における総合相談・支援の強化
- ア 協働による包括的な支援体制の構築
 - イ 新たなサービスの開発（社会資源開発）による支援体制の充実

数値目標

ひきこもり者等就労体験受
入れ協力法人

2024	9法人
2025	10法人
2026	11法人
2027	12法人
2028	13法人

2023(令和5)年現在、8法人が登録。

個別に事業説明や受入れ体制整備の支援を行いつつ、領域・圏域のバランスも視野に協力法人の増をめざす。

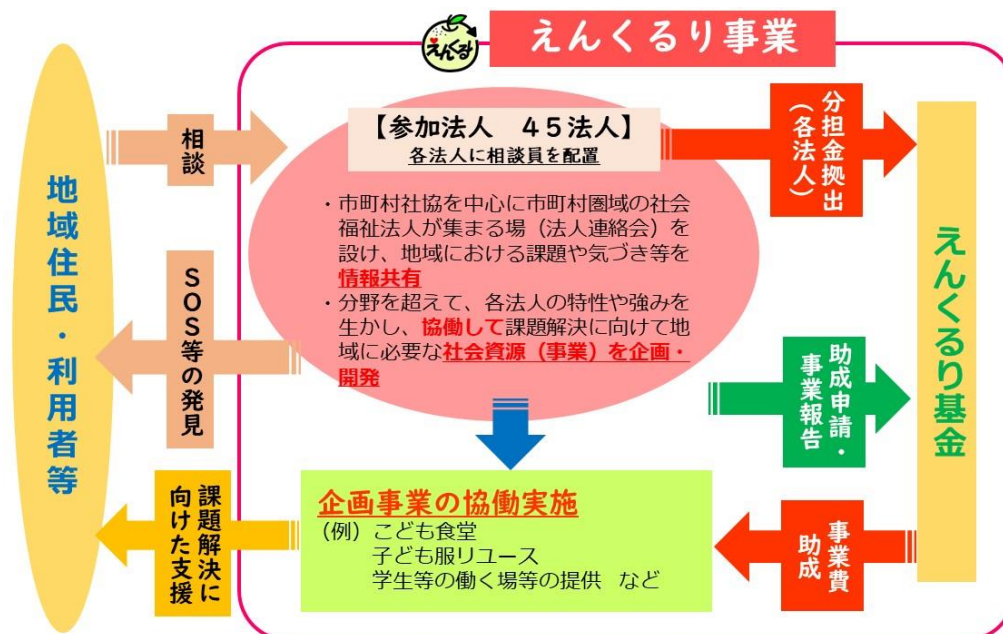
○えんくるり事業とは、鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、支援を必要とする方をトータルで支える仕組みをつくり、総合相談・支援体制をより充実させて、自立支援を行う「生計困難者等に対する相談支援事業」の愛称です。

生活に困りごとを抱えた人々の相談窓口として、また、各種福祉制度・サービスを利用できない県民のセーフティネットとして活用されています。また、コロナ禍においても地域食堂、子ども服リユース事業、生活用品支援事業を実施し、子育て世帯支援や孤食対策、生活困窮支援等につながっています。

○生活のしづらさを抱える者を早期発見し、確実に必要な支援につながるよう、施設法人と社協など分野を超えた法人相互の連携を深め、参加法人のネットワークを活かした包括的な相談支援体制の強化を進めます。また、相談員連絡会などの場を設けて担当者同士の情報交換や資質向上を促進し、課題把握のアンテナを高められるよう支援します。

○市町村圏域での法人連絡会の開催を促進し、法人間で日常業務の中で発見される地域における課題やニーズを共有し、連携・協働を図る場づくりを進めます。

○2023（令和5）年度より「ひきこもり状態にある方等の就労体験事業」を実施しています。この事業をきっかけに、地域の課題を把握し求められるサービスを企画・創設し、地域で課題を解決する仕組みづくりをさらに推進します。



取組

10

市町村社協を中心とした 支援ネットワーク体制の構築・拡充

- (1) 生活困窮者自立相談支援機関との連携強化
- (2) 各事業等を通じた市町村社協に対するサポート

- 市町村社協を中心とした支援ネットワーク構築を進めるうえで、幅広い相談の窓口、直接支援を多く担う生活困窮者自立支援事業との連携強化は不可欠です。
- 生活困窮者自立支援事業の実施機関は、半数超は市町村社協が事業受託していますが、残りは行政機関の直接実施となっています。制度で明確に連携が定められている生活福祉資金貸付制度などをはじめ、支援の入り口では連携体制が整ってきていますが、その後の継続的な支援過程においては課題が残っています。また、大半の自治体では個々のケース支援における連携にとどまっており、地域全体を俯瞰した課題検討等、有機的な連携にまで至っていない現状があります。
- 県社協では、生活困窮者自立支援制度バックアップ事業を通じて、生活困窮者自立相談支援機関と市町村社会福祉協議会の連携促進へ向けた働きかけを強化していきます。
- また生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業をはじめ各事業におけるケース支援や研修会・説明会等を通じて、行政をはじめ関係機関に対し連携・協働体制構築・拡充へ向けた働きかけを強化していきます。
- 市町村社協に対し、ネットワーク構築に向けた手法や地域課題の抽出、地域資源の発掘・開発等、支援の中核を担う機関として必要な知見に対する研修を行うとともに、担当制や各事業での支援等を通じて相談・助言を行い、重層的支援体制整備を進め、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えられるよう、市町村社協を中心としたネットワーク構築・強化に向け取り組んでいきます。

福祉人材の確保・育成・定着

現状と課題

福祉サービスの需要の高まりと担い手不足

少子高齢化が進むなか、全国的に介護や保育分野を中心に、人材の質の確保と量の拡大が喫緊の課題となっています。本県の要介護（支援）認定者は、2035（令和 17）年には 38,275 人、2022（令和 4）年の 1.09 倍まで増加していくことが予想され、生産年齢人口が減少していく局面にあっても、全県で年間 30～40 人の介護職員を純増させていくことが必要と推計されています。※1

一方、2020（令和 2）年に実施された県政参画電子アンケートによる意識調査によると、介護の仕事は「社会的意義が高い」、「やりがいのある仕事」とされつつも、「仕事の内容がきつい」、「適正な給与が得られない」等といった回答も多く、イメージは必ずしも良くありません。県内の介護福祉士養成校の入学者数は定員割れ（2023（令和 5）年度の入学者数は養成校全体の定員の 30％）の厳しい状況が続いており、これは保育士についても同様の傾向が見られます。

福祉人材の育成と定着

近年、介護職場の離職率は低下傾向（2021（令和 3）年 10 月から一年間の統計による離職率 12.0％）ではあるものの、離職理由では「職場の人間関係に問題があったため（28.6％）」が最も多く、依然として高い状況が続いています※2。保育職場においても、離職経験のある現役保育士の離職理由として「職場の人間関係（27.1％）」が二番目に多くなっています。※3

人間関係悪化の原因として、仕事上の悩み・不安等について介護・保育ともに「人手が足りない」との声が多く、業務に追われ必要な合意形成や情報共有がしづらい状況が想像できます。介護業界の入職者には無資格者などいる中、職場内で丁寧な指導が受けられず、自身の未熟さから利用者や上司、同僚と関係が悪化しているのではないかと考えられます。このことを裏付けるように、介護では、仕事上の悩み、不安、不満等の解消に役立っているものとして「介護能力の向上に向けた研修（33.3％）」が二番目に多く※2、研修は人材の育成、定着において欠かせないものになっています。

これまでの事業成果の活用

本会に設置された福祉人材センター及び保育士・保育所支援センターでは県からの委託を受け、本県の介護・保育等、福祉分野における人材の確保・育成・定着について取組みを行ってきました。

福祉人材確保が厳しい今、重点目標④の住民向け意識啓発、福祉学習の取組みを進めるとともに福祉職場見学・体験等の理解促進・魅力発信や介護福祉士・保育士等養成校への修学資金貸付等、若い世代向けの中長期的な取組みを強化し、就職支援コーディネーターの丁寧なマッチング対応に加えて「介護助手」導入や「介護の入門的研修」等による幅広い福祉人材開拓等の短期的な取組みも継続し、福祉人材の確保・育成・定着をさらに推進していくことを目指します。

また、福祉職員のキャリア形成を支援するための「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」や保育士向けのセミナー、職場環境の改善を促すための「メンタルヘルス研修」や「コミュニケーション研修」、専門知識・技術を高めるための「介護専門職研修」、「介護支援専門員研修」、「認知症介護実践者研修」等、福祉従事者や事業者に多種多様な研修を企画し、継続的に提供することで、福祉人材育成と資質向上を図るとともに、定着率の向上に貢献することを目指します。

※1：第9期（令和6年～8年）鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画

※2：令和4年度介護労働実態調査結果鳥取県版（介護労働安定センター）

※3：令和5年度保育人材確保・定着に関する実態調査（鳥取県子ども家庭部子育て王国課）

方向性

福祉職場の啓発・魅力発信と
人材確保、定着の支援

福祉人材不足の課題に対応するための取り組みは様々あるなか、まずは、これからを担う若い世代から福祉職を選択し、将来的に福祉職場で中核となる人材を確保することがとても重要と考えます。学生（小・中・高）や保護者、教員等に対して段階に応じた多様なアプローチにより、福祉の仕事への関心を高め、理解を深め、社会的意義や魅力を感じてもらうことで将来の職業選択につながるよう働きかけを行っていきます。

上記のような中長期的な取り組みと併せて、学卒者だけでなく、定年退職者を含む中高年層や子育て世代、他分野からの転職希望者や外国人材等、多様な人材が福祉への関心を高め、福祉に関わる活動や就労につながるよう、福祉の仕事や活動に関心をもつ人のすそ野拡大に向けてのアプローチも行います。求人開拓とともに、事業所が業務の機能分化を進め、介護助手や保育補助等として未経験・無資格者など多様な人材を受け入れるための体制整備をバックアップすることで、多様な人材の福祉職場への参入を促し、福祉人材の量的不足を補います。

また、介護・保育ともに職場の人間関係で離職する人が多いことから、就職支援の際には求職者・求人事業者双方のニーズに沿ったきめ細やかなマッチングを行うこと等により、採用者数を増やすことと併せてエルダー・メンター制度の導入促進で早期の離職防止・定着促進を図ります。メンタルヘルスやコミュニケーションに配慮した働きやすい職場環境づくりを促進することで職員の定着率が向上し、専門性のある人材が燃え尽きることなくやりがいをもって働き続けられること、そして、福祉人材を安定的に確保できることを目指します。

この項目における取組

- 11 若い世代への福祉分野への参入促進
- 12 すそ野拡大と多様な働き方の導入支援
- 13 採用促進と離職防止の強化

取組

11 若い世代への福祉分野への参入促進

- (1) 進路選択学生支援
 - ア 高校訪問・ガイダンス
 - イ 高校生に対する意識調査
 - ウ 養成校連絡会
- (2) 福祉職場の魅力発信
 - ア 介護・保育の出前講座
 - イ 介護のお仕事親子体験バスツアー
- (3) 福祉人材の養成・確保支援
 - ア 修学資金貸付
 - イ 有資格者への再就職支援

- 将来的な福祉の需要増加に対応するため、高校生など若い世代の福祉業界への進路選択を促すための取り組みを着実に実施します。高校生に対しては、県内高等学校への訪問やガイダンス・連絡会の開催等により、福祉の現状や魅力を伝えるとともに、学生の進路状況やニーズ等を把握するための取り組みを継続して実施します。併せて、高校生に対する意識調査も実施し、その結果の評価・分析により学生や保護者、学校関係者へのより効果的な情報提供や事業展開を行います。
- 関係者との連携については、養成校連絡会や介護福祉士・保育士等養成校への訪問などを通じて情報共有や意見交換を行い、相互に連携・協力するとともに、県・市町村教育委員会との連携強化を図り、県内の介護福祉士・保育士等養成校入学者の増加や県外養成校進学者のＵターンへ繋げ、将来的な福祉人材の確保を目指します。
- 将来の福祉人材確保のための中長期的な取り組みとしては、中・高校生に対する介護・保育の出前講座や職場見学・職場体験事業、小学生とその保護者を対象とした「夏休み介護のお仕事親子見学バスツアー」を引き続き実施します。県・市町村教育委員会や県内養成校、福祉サービス事業者等の関係者と連携・協力しながら早期からの働きかけと保護者に対する福祉職場の理解促進を図り、継続的な魅力発信・イメージアップの取り組みを強化します。
- 福祉人材の確保・養成を支援するための取り組みとしては、介護福祉士・保育士等の資格取得を目指す学生に対する修学資金貸付を実施することで、資格取得や福祉施設への就労につながるよう、学生の進路選択を後押しします。また、一度仕事を離れた有資格者が再び福祉の仕事に就労するための準備金貸付や保育料の一部貸付、登録制度の推進等、潜在有資格者の就職（復職）を支援するための取り組みを引き続き実施します。

取組

12

すそ野拡大と 多様な働き方の導入支援

- (1) 介護助手導入支援
 - ア 介護助手導入研修会
 - イ 事業啓発・広報
 - ウ 事業所と希望者のマッチング
- (2) 介護の入門的研修
 - ア 研修会の実施
 - イ 修了者の人材登録・マッチング支援
- (3) 関係機関との連携・情報発信

数値目標

介護助手導入事業所数
／介護助手人数

2024	150事業所／170人
2025	160事業所／190人
2026	170事業所／210人
2027	180事業所／230人
2028	190事業所／250人

介護助手人数は毎年度の実態調査により把握（3月1日現在の実数）。

【参考】

R5.3.1 126 事業所 うち 57 事業所で 163 人

R6.3.1 144 事業所 うち 55 事業所で 165 人

- 介護助手とは、専門的な知識や技術を必要とする身体介護（食事介助、排せつ介助、入浴介助など）は行わず、食事の配膳や掃除、ベッドメイキングや利用者の話し相手等の「身体に触れることのない範囲」でのサポートを行うことで介護福祉士などの有資格者が専門性の高い業務に専念できるようにサポートする役割です。
- 介護助手等の多様な働き方の導入により、人材採用のすそ野を広げ、多様な人材の参加を得ることで介護人材の量的確保を図るだけでなく、介護人材の役割分担・機能分化を促します。補助的な業務は介護助手が担うことにより、介護職員が身体介護や利用者の個々のニーズに応じたきめ細かな介護に専念できる環境を整え、介護業務の質の向上を図るとともに、業務負担軽減により介護職員の離職防止を図ることも目的としています。一方、何かしらの形で就労したいが一般雇用やフルタイムでの就労が困難だと考えている人に対しては、収入を得る機会を作ることと併せて健康づくりや生きがいにも繋がり、元気な高齢者や、やる気のある地域住民等の活躍の場になることが期待されています。
- 2018（平成 30）年度の事業開始以降、介護助手導入事業所は着実に増え、介護助手がなくてはならない存在として定着している事業所も増えてきました。近年はコロナ禍の影響もあってか導入事業所の伸びは鈍化していますが、更なる介護人材のすそ野拡大のためにも新規に介護助手を導入する法人・事業所を開拓し、広く介護助手の取組みを普及・推進していきます。
- 介護助手導入の取組みと併せ、福祉の仕事は未経験だが関心があるという方等の気軽な入口となるよう、「介護の入門的研修」を開催し、介護分野への参入促進を図ります。参加者に対して福祉分野での就労の他、ボランティア活動や地域での助け合い活動など多様な活動についても情報提供し、次のステップへつながるよう支援するとともに、関係機関とも連携し、多様な人材の導入について引き続き取り組みます。

取組

13 採用促進と離職防止の強化

- (1) 就職支援コーディネーターによるマッチング
 - ア 就職支援コーディネーターによる求職相談支援、事業所見学等の調整・同行
 - イ 事業所巡回訪問、求人開拓、相談支援
- (2) 職場環境改善研修
 - ア メンタルヘルス対策研修会
 - イ 環境改善研修会（管理者向け）

数値目標 採用人数／相談件数

2024	170人／2,000件
2025	180人／2,000件
2026	190人／2,000件
2027	200人／2,000件
2028	210人／2,000件

【参考】第9期鳥取県介護保険計画（～R8）

活動指標：延べ相談件数／年 2,000 件

実績：R4 2,292 件

○介護の就職支援コーディネーターを 2020(令和 2)年度からは 2 名体制とし、保育の就職支援コーディネーター（1 名）とともに福祉人材センターの強みでもあるきめ細やかなマッチングを強化し採用促進を図るとともに、ミスマッチによる早期離職の防止と定着促進を図っています。

これに加えて、2024(令和 6)年度からは保育士キャリアアドバイザー（1 名）を配置します。

○コロナ禍で福祉分野の求職者が大幅に減少するなか就職支援コーディネーターを中心に求職者の希望を丁寧に聞き取り、採用前の施設見学の調整や同行を行う等、求人票を照らし合わせながら求職者と求人事業所双方のニーズに沿ったきめ細やかなマッチングを行うことで利用者の満足度が高まり、相談件数や採用実績の増加にもつながっています。就職支援コーディネーターによるきめ細やかなマッチングと併せて、若い世代への参入促進の取り組み、多様な人材の参入促進の取り組みなど他の事業とも連携を図りながら引き続き人材確保に取り組めます。

○離職防止の取り組みとしては、就職支援コーディネーターによる採用後の声掛けや相談支援を行うとともに、保育士・保育所支援センターでは従事者や事業者からの相談に対して必要な場合には保健師による専門相談につなぎ、メンタルヘルスに関連した離職防止の一端を担っています。

また、介護、保育ともに職場の人間関係で離職する人が多いことから、職場環境改善研修会としてストレスマネジメントや管理職員向けの職場内でのコミュニケーション促進をテーマとした研修会を実施し、人間関係の構築等、職場環境を改善することで職員の離職防止と定着促進を図っています。

○働きやすい職場環境づくりや事業所内の支援体制の整備、職員の悩みを受け止める中立的な仕組みとしての支援を関係者と連携を図りつつ継続するとともに、多種多様な研修会の企画・実施による福祉人材の育成と資質向上の取り組みとも併せて、引き続き福祉人材の離職防止と定着促進に取り組めます。

方向性

福祉従事者の資質・能力の向上

慢性的な福祉サービスの担い手不足による現状・課題を克服し、福祉サービスの質の向上や利用者の満足度を高めるためには従事者の勤労意欲が高まり働き続けられる環境と、従事者の成長意欲に応える研修が必要です。

社会福祉情勢や福祉サービスを提供している法人・事業所や従業者等の研修ニーズを把握し、受講希望が多い研修や社会的な必要性が高い研修、国通知やガイドラインに沿った法定研修を適正実施するとともに、受講への利便性が高まるよう、WEB 会議システムを活用した研修はもとより、動画配信サイト等を活用したオンデマンド研修といった研修の DX 化を進めることで、質の高い研修の機会を多くの福祉従事者に提供でき、また、振り返りや自己評価も容易になると考えます。

研修体制を充実させることで、職員が生き生きと満足して働ける環境の整備や、職員個人の能力や意欲の向上につながることが期待されます。こうすることで、福祉サービスを支える人材の育成、定着を図り、利用者のニーズに応じた質の高い福祉サービスの提供につなげます。

この項目における取組

14 質の高い福祉サービスの提供を行う福祉人材の育成

取組

14

質の高い福祉サービスの提供を行う 福祉人材の育成

- (1) 研修ニーズの把握と研修実施
 - ア 受講者、事業所アンケート調査の実施
 - イ 企画委員会等の開催
 - ウ 研修の実施
- (2) ICT を活用した効果的・効率的な研修体制の整備
- (3) 県内講師の確保と育成

- 受講者、事業所に対しヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、研修参加事業所の傾向を分析し、多角的な視点から研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施します。研修企画については企画委員会等にて、目的や目標を設定し、内容を検討するとともに、実施後の評価を次回にフィードバックすることで研修の質を高めます。
- 新たな福祉ニーズとして、介護においては ICT や労働生産性の向上、また、今後増加すると思われる外国人材に対する研修企画が求められており、県や支援団体等とともに検討する必要があります。
- 福祉専門職が将来展望を持って働き続けることができるやりがいのある職場づくりを目指します。人材確保、定着を図るため、各法人・事業所が主体的に職員のキャリアパスを構築できるよう支援します。
- 法定研修については、国の要領やガイドライン等に従い適正に実施しています。専門職の質の向上を図るためには、法定研修の受講だけでなく、法定外研修や OJT 等の継続研修への接続も重要です。法定外研修については関係団体等と連携しながら研修の充実に努めます。
- ICT を活用し、受講者が時間や場所に制約なく研修を受講できるよう、引き続きオンライン研修を実施するとともに、オンデマンド配信や動画配信サイトを利用した多様な提供体制の整備について検討をすすめます。オンデマンド研修を提供するにあたり、著作権、肖像権等の調整が必要なことから、研修講師等との協議・調整を進め、提供体制の整備に努めます。
- 県内講師を安定的に確保するため、職能・職域団体等と協議し計画的な確保ができる体制を整備するとともに、講師のスキルアップや指導力の向上を目的とした講師研修を実施するなど、質の高い研修が実施できるよう講師育成に努めます。

福祉学習・ボランティア活動の推進

現状と課題

みんなでつくる福祉社会の実現

鳥取県社協では「地域福祉の推進とみんなでつくる福祉社会の実現」を基本理念として事業を実施してきました。「みんなでつくる」とあるように住民主体を重視し、その実現に向けて、ボランティア活動と福祉教育に関わる取組みを進めてきました。地域に暮らす幅広い人が自分たちの住む地域の福祉課題に興味を持ち、主体として課題を解決する活動を市町村社会福祉協議会、学校・教育分野、ボランティア団体・当事者団体等と連携しサポートしてきました。

重層的支援体制整備事業

近年では2020（令和2）年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が自治体の努力義務とされ、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されており、福祉の心を育む取組みがこれまで以上に必要となることから、ボランティア・市民活動や福祉教育推進の地域におけるプラットフォームとして社会福祉協議会の果たす役割はこれまで以上に大きくなっています。

コロナ禍の影響と今後

一方で、3年余続いた新型コロナウイルス感染症は、人と人とのつながりを前提とするボランティア・市民活動に大きな影響を与えました。コロナ禍においてもできることを模索し、新たな取組を実践していた社協・ボランティア団体もありましたが、従来から続く人口減少、少子高齢化の影響もあり、活動を縮小、停止したケースも少なくありません。福祉教育においても従来実施していた交流や体験の機会が減りました。

同感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行し、コロナ禍前よりも地域における活動を活性化していくために、それらを踏まえたサポートが必要となっています。

山陰発 あいサポート運動の推進

また、鳥取県が2009（平成21）年に創設した「あいサポート運動」についても、鳥取県社協は創設当初から鳥取県・市町村等と協調して取組みを推進してきました。障がいのある方も暮らしやすい社会を実現するため様々な障がいを正しく理解し、障がいのある方へのちょっとした配慮や手助けができる「あいサポーター」は全国に広がり、2024（令和6）年3月末時点で約66万人（うち鳥取県約8.7万人）となっています。運動の維持・発展のため若年層への拡大をめざし、県内高等教育機関との連携枠組み「とっとりプラットフォーム5+α」との連携など、啓発・養成の機会づくりにも協力していきます。

これまでの事業成果の活用

鳥取県社協ではこれまで、鳥取県ボランティア・市民活動センターによるボランティアバンクの運営や市町村社協ボランティアセンターの支援、市町村社協や教育関係者や当事者団体と協働した福祉学習の推進、鳥取県と協調したあいサポート運動の推進、緑陰大学や県民総合福祉大会等における福祉意識啓発に取り組んできました。あらためて、すべての人がそれぞれのライフステージや生活場面等に応じて福祉の心を育み、人・地域へつなぎ、共感から共生へと意識や活動が地域へと広がるよう、地域共生社会の実現に向けたこれら取組をさらに推進していきます。

 方向性

福祉学習の機会拡充

地域共生社会の実現にとって不可欠な「ともに生きる」という関係性づくりは、支援を必要とする人に対する一方的な理解ではなく、互いに人として理解すること、相互の関わりが育まれること、自分たちの地域を良くしたいというアクションにつなげることです。

施設や団体でのボランティア活動、地域に広げたフィールドでの学びなどを通じて、学習者が得た「気づき」や「共感」を大切にし、その後のワークショップなどを通じて、社会や地域の課題を発見し、自ら解決の担い手になるようなサービスラーニングの取り組みを進めていけるように、学校や社会教育機関・団体、福祉施設と連携・協働をしながら取り組みを進めます。

また、取り組みで得られた成果を踏まえ、福祉学習推進セミナーの場など関係者を交えて推進方策を学び、実践を広げていきます。

この項目における取組

15 ボランティア体験・セミナー・高校指定の推進

取組

15

ボランティア体験・セミナー・ 高校指定の推進

- (1) ボランティア体験事業
- (2) 福祉学習推進セミナー
- (3) 高校における福祉学習推進事業（高校指定）

数値目標

ボランティア体験参加決定者
／うち高校生外

2024 600人／20人

2025 620人／40人

2026 630人／60人

2027 640人／80人

2028 650人／100人

高校生外とは、参加者専門学校や大学生、
特別支援学校や社会人を指す。

○ボランティア体験事業は、高齢者等の福祉施設や地域で活動しているボランティア団体等での体験をととして、社会福祉の理解を深めるとともに、支え愛活動や地域福祉活動の参加の機会づくりを目的として実施しています。主に夏休みの高校生を対象に実施しており、コロナ禍においても多くの申込がありました。

今後は高校生だけでなく、専門学校や大学生、特別支援学校や社会人からも多く参加を得て、誰もがボランティア活動を体験し、地域福祉活動に参加できるきっかけとなるようさらなる広報等を進めていきます。

○ボランティア体験事業は学生にとって福祉職場に接する機会でもあり、重点目標③で掲げる福祉人材の確保の観点からも同事業への参加を呼びかけ、事前学習会や実際の活動で福祉の仕事の魅力を感じてもらえるように取り組んでいきます。

○福祉学習推進セミナーは地域の福祉関係者、福祉の関係機関・団体、学校、保育園・幼稚園、公民館等の関係者を対象とし、地域や学校で取組む福祉教育の取組みの成果・課題を協議し、その推進方策を共有し、実践が広がることを目的として年1回開催しています。

今後も社会の課題や福祉教育のニーズを踏まえながら内容を企画し、ふ・く・しの視点＝ふだんの・くらしの・しあわせの視点で、「ともに生きる」社会づくりに向け、地域での実践につながるよう企画していきます。

○高校における福祉学習推進事業は、生徒の「福祉の心」を育てる活動に理解のある高校を3年間指定し、福祉的な視点で授業やクラブ活動等での体験をととして、自分の将来や生活・福祉のあり方を考え、「ともに生きる」社会の実現に向けた機運づくりを目的として実施しています。

今後も指定を受けた高校とともに当事者の参加や地域における福祉課題の解決などサービスラーニングの視点を盛り込みながら学校現場での福祉教育を推進していきます。

○障がいのある方の主体的な「学び」を推進するため、今後の指定校の選定にあたっては特別支援学校の指定も検討していきます。

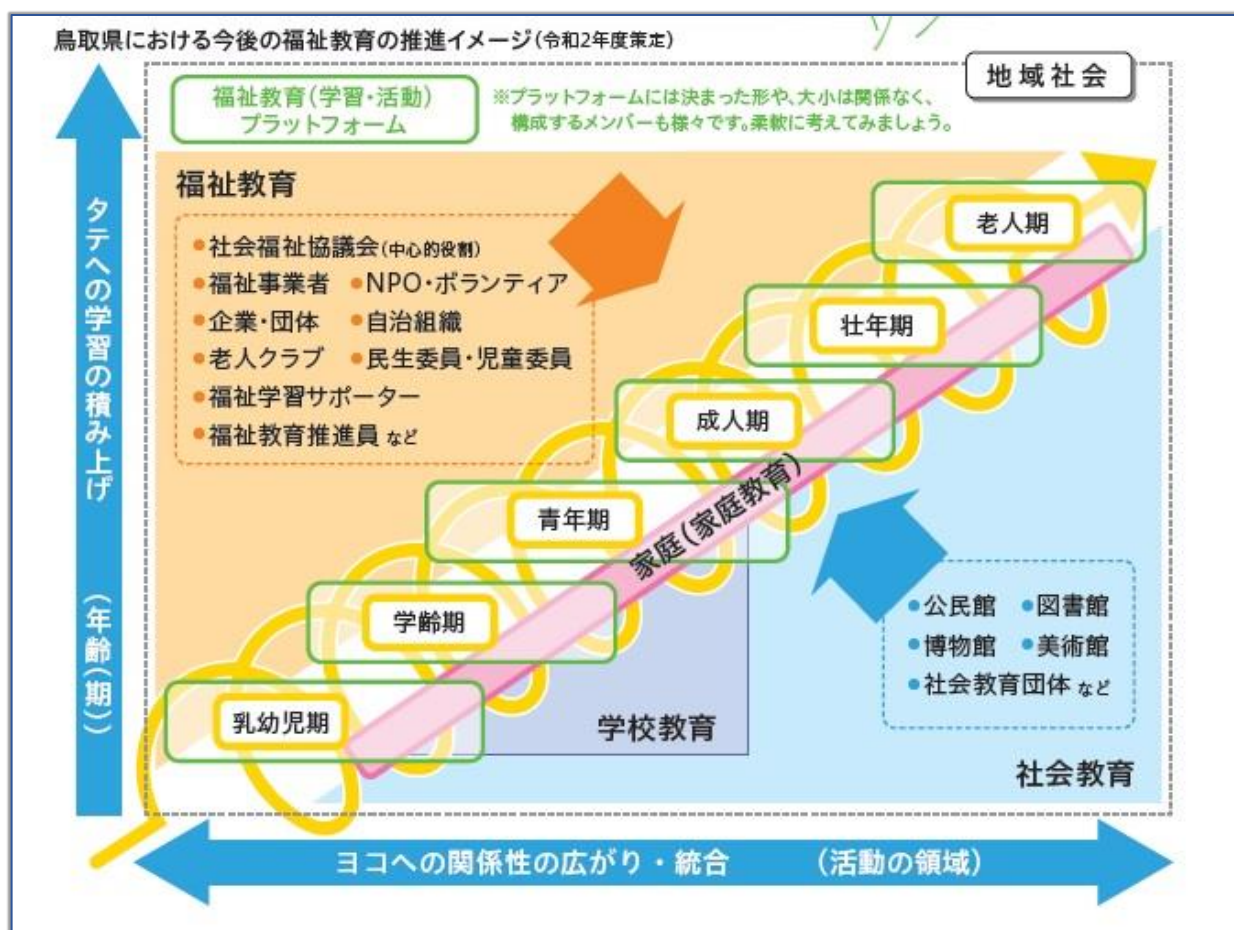
方向性

福祉学習推進プラットフォームの取組支援

社協を中心として、多様な団体・人と連携・協働の場（福祉学習推進プラットフォーム）づくりの取組みを進め、地域を基盤とした福祉学習の機会が、市町村圏域、さらに市町村圏域内の各地域に広がるよう支援します。また、この取組みが地域に根付くためには中心的な役割を担う人材の育成が重要です。「ともに生きる」福祉の理念を住民や地域に向けた普及啓発を行うためにも、全国福祉教育推進員研修への市町村社協職員の参加を促し、その修了者を中心に市町村でのプラットフォームづくりの取組を広げていきます。

また、多様な参加により県域のプラットフォーム機能も果たしている福祉教育研究委員会では過去の福祉教育に関する取組を踏まえ、従来のあらゆる世代の福祉学習に加え、当事者が学びの主体として参加できる実践プログラムの開発や、実践を踏まえた過去の学習教材の更新に取り組んでいきます。

《福祉学習推進プラットフォームの取組支援》



この項目における取組

16 取組社協指定・福祉教育研究委員会の推進

取組

16 取組社協指定・福祉教育研究委員会の推進

- (1) 地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業
- (2) 福祉教育研究委員会

- 市町村社協を毎年1カ所、3年の期間で指定し、地域の多様な団体・人が連携・協働する福祉学習プラットフォームづくりの取組を進め、世代間の交流や異年齢の体験活動などをおして、学習活動を推進・支援するためのプログラムや活動の展開、人材育成等の推進方策の開発に取り組めます。
- 主に上記の指定社協を中心に市町村社協の福祉教育担当者へ「全国福祉教育推進員研修」への参加を促し、修了者による各地域での福祉教育の推進、プラットフォームづくりにつなげていきます。
- 福祉教育研究委員会では各分野の専門家による委員会を設置し、福祉に関する意識・実態調査の結果やこれまでの事業実践の検証などを踏まえ、今後の福祉教育推進のための事業展開や学習教材・プログラムの策定、県内各地域における福祉学習プラットフォームなどの調査・研究に取り組めます。今後は、「福祉に関する意識・実態調査」を受けて策定した「今後の福祉教育の推進指針」に則して実施した「障がい者が地域で主体的に参加できるプログラム」の成果を事例集としてまとめ、地域等に頒布し、地域の福祉座談会・公民館等での実践を促すなど、当事者の社会参加活動の自主性を高め、地域共生社会づくりを促進する取組について検討していきます。またこれまでに作成した福祉教育読本「ともに生きる」などの学習教材の更新についても同委員会を通じて取り組んでいきます。
- 2028（令和10）年度には10年に一度の「福祉に関する意識・実態調査」を実施する予定であり、その調査項目についても福祉教育研究委員会で検討していきます。

方向性

ボランティア活動の推進と支援体制の強化

「とっとりボランティアバンク」は、すべての県民がいつでも、誰でも、気軽にボランティア・市民活動に参加できるような環境づくり・機運づくりを更に高めることや、地域を超えた広域的な支援を目的として、2012（平成 24）年度に創設されました。生活支援ボランティアや災害ボランティアを中心に、2024（令和 6）年 3 月末現在で個人 561 人、121 団体が登録しています。登録を進めても活躍する場が少ないことが課題であるため、今後はボランティア募集情報や関連イベントの情報収集・提供を強化します。地域の担い手やボランティア団体の高齢化の問題を受け、学生を始めとした若年層の参加促進に取り組みます。

また、2024（令和 6）年には第 36 回全国健康福祉祭（ねんりんピック）とっとり大会が開催され、多くの運営ボランティアが募集されます。大会を機に今後のボランティア活動につながるように、「とっとりボランティアバンク」への登録も呼びかけていきます。

また、市町村社協ボランティアセンターについても、全国社会福祉協議会／全国ボランティア・市民活動振興センターが示した「市区町村社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター強化方策 2023」をもとに、多様化する市町村社協ボランティアセンターの実態や課題をふまえながら、情報提供や情報交換できる機会等を設けることや研修による人材育成などにより、社協における“開かれた窓口”、市町村における“ボランティア・市民活動のプラットフォーム”としての取組みが進められるように支援していきます。

この項目における取組

- 17 とっとりボランティアバンクの運営
- 18 市町村社協ボランティアセンターの機能強化

取組

17

とっとりボランティアバンクの運営

(1) とっとりボランティアバンクの登録者促進

数値目標 個人登録者数／団体登録数

2024 600人／130団体

2025 650人／140団体

2026 700人／150団体

2027 800人／160団体

2028 850人／170団体

○とっとりボランティアバンクでは今後も新規登録者・団体を増やしていくことを推進していきますが、活性化のためには多彩な活動メニューを増やしていくことも重要です。登録団体などを中心に幅広い情報収集・提供に取り組めます。

○一方でとっとりボランティアバンクのサイト、システムは開設当時のままであり、現在のインターネット環境での動作、スマートフォンでの閲覧に問題が生じており、改修が必要となっています。改修を行うとともによりコーディネートしやすいように見直しを行います。

○ボランティアの高齢化に伴う若年層の参加については令和5年度に実施しているとっとりボランティアバンクイメージアップ会議での学生の意見や作成した動画に基づき広報を見直ししていきます。また、2024（令和6）年開催の第36回全国健康福祉祭（ねんりんピック）とっとり大会の大会ボランティアへもバンクへの登録を呼びかけ、その後の各地域での福祉的な活動につなげていきます。



【とっとりボランティアバンクサイト <https://www.torivc.jp/>】

※ページデザインは変わる場合があります

取組

18

市町村社協ボランティアセンターの
機能強化

- (1) 市町村社協ボランティアセンターの連携強化
- (2) ボランティアコーディネーターの養成

数値目標

市町村社協ボランティアコーディネータースキルアップ研修参加者

2024 19名(19社協)

2025 19名(19社協)

2026 19名(19社協)

2027 19名(19社協)

2028 19名(19社協)

原則として全市町村社協から1名以上の参加が得られるようにする。

○各市町村社協にはボランティアセンター（またはボランティアの相談窓口）が設置されており、住民主体の地域福祉を進めていくためボランティア活動への参加促進や福祉教育などに取り組んでいます。その機能強化が進むように、会議や訪問を通じて次なる展開を模索するよう提案していきます。

2023（令和5）5月に全国社会福祉協議会／全国ボランティア・市民活動振興センターが示した「市区町村社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター強化方策 2023」をもとに、鳥取県における各市町村のボランティアセンターを取り巻く環境や課題に応じて支援していきます。

○また市町村社協ボランティアセンターには、ボランティアの力を施設や団体、地域のなかで最大限に発揮させるため、活動をコーディネートするボランティアコーディネーターの存在も必須であり、今後も「ボランティアコーディネーター養成研修（初任者向け、社協外のボランティア担当者も参加）」「市町村社協ボランティアコーディネータースキルアップ研修（社協ボランティアコーディネーターとして実際の業務をふりかえりつつスキルアップを図る研修）」を継続し人材を育成していきます。

方向性

福祉意識の啓発の推進

障がい福祉分野については、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」について、鳥取県と協調しながらあいサポーター研修や講師となる「あいサポートメッセンジャー」の育成を引き続き推進していきます。

2021（令和3）年の障害者差別解消法改正により2024（令和6）年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることを受け、企業におけるあいサポート運動を推進していきます。

また、地域共生社会の実現のためには、県民一人ひとりが地域にある様々な課題に気づき、また互いに理解し排除しない社会づくりが必要です。障がい福祉、児童福祉をはじめ様々な福祉分野についての理解を働きかけるため、住民向けの講座・啓発活動に取組みます。

この項目における取組

19 福祉意識の啓発事業の実施

取組

19 福祉意識の啓発事業の実施

- (1) 「あいサポート運動」の推進
- (2) 緑陰大学、県民総合福祉大会での啓発

数値目標

県内あいサポーター数／企業数／メッセンジャー数

2024	85,000人／800社／1,000人
2025	86,000人／850社／1,030人
2026	87,000人／890社／1,060人
2027	88,000人／920社／1,090人
2028	89,000人／940社／1,120人

- 引き続き、「あいサポーター研修」「あいサポート研修公開講座」「あいサポーターステップアップ研修」「あいサポーター地域実践塾」「あいサポートメッセンジャー養成研修」「あいサポートメッセンジャーステップアップ研修」などを実施し、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合える機運づくりに努めます。また、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート運動の趣旨に賛同する「あいサポート企業・団体」の開拓に努めるとともに、障害者差別解消法の改正内容や「合理的配慮の提供」について、具体的な事例紹介等を通して理解促進を図ります。
- また、この運動の趣旨に賛同する「あいサポート企業・団体」を開拓するとともに、改正障害者差別解消法による民間事業者の「合理的配慮の提供」義務化に伴う「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」の利用促進を進めていきます。
- 1978（昭和 53）年からの地域福祉県民講座「緑陰大学」、1951（昭和 26）年からの「県民総合福祉大会」といった、毎年実施している事業における講演や事例発表なども、県民の福祉意識の啓発として重要な事業です。
- 今後も幅広い福祉分野の中から時流や社会の課題に応じてテーマを設定し、県民誰もが福祉の課題を自分の課題として受け止め、共に福祉のまちづくりに参加していくように企画していきます。

あいサポート運動のシンボルバッジ

「あいサポートバッジ」とは、あいサポーターのシンボルバッジです。あいサポーター（障がい者サポーター）は日常的にこのバッジを身につけ、気軽に手助けをしやすい環境を作るとともに、共生社会の大切さなどを広めます。



障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。後ろの白いハートは障がいのある方を支える様子を表すとともに、「supporter（サポーター）」の「S」を表現しています。ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい福祉に尽力された糸賀一雄（いとがかずお）氏の残した「この子らを世の光に」という言葉の「光」や、「暖かさ」をイメージしています。また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会の実現が達成される期待も込められています。

（鳥取県ウェブサイト（とりネット）「あいサポートバッジについて」より引用）

災害時福祉支援活動の推進

現 状 と 課 題

平時からの災害への備え

2011（平成 23）年の東日本大震災や 2016（平成 28）年の熊本地震、2018（平成 30）年の西日本豪雨災害など、近年、自然災害が頻発しています。2023（令和 5）年の台風第 7 号では鳥取県内にも大きな被害が発生し、直近では令和 6 年能登半島地震で北陸地方に甚大な被害が生じました。

南海トラフ地震や首都直下型地震等など、いつどこで起きてもおかしくない災害に対して、防災への備えと福祉支援活動の調整機能を整備しておくことが求められています。

災害による要配慮者の被害

東日本大震災では障がい者（障がい者手帳所持者）の死亡率が全体の死亡率と比べて約 2 倍でした。また、60 歳以上の高齢者の犠牲がとて多いことが明らかになっています。さらに、熊本地震では直接的な原因で亡くなる人に比べ、災害による体調の悪化や避難所生活等での心身の負担によって亡くなるいわゆる「災害関連死」のほうに 4 倍以上多くなっています。

災害時における高齢者や障がい者等の要配慮者への適切な避難対応及びその後の生活支援体制の整備は、喫緊の課題となっており、災害時における要配慮者支援体制を確保し、避難生活に伴って生じる二次被害の発生を防止することが求められています。

また、災害発生前から社会的脆弱性を抱えている人は、避難生活だけではなく、被災したことで課題がより深刻化・長期化する傾向があります。被災者一人ひとりの状況を把握し、関係者と連携しながら課題等の解決に向けた継続的な支援が求められています。

支援関係者のネットワークづくり

災害規模によっては自分たちの施設や事業所、職員自身も被災する場合もあり、被災地域内に担い手が不足する状況が考えられます。災害時には多くの支援者が被災者支援のために奔走しますが、連携する体制がなければ、支援の効果や効率を下げるだけではなく、災害発生からの時間経過に伴うニーズの変化にあわせて支援を提供することが困難となります。

平時から関係者が災害福祉支援活動について話し合い、災害時に円滑な連携ができるようネットワークづくりが求められています。

これまでの事業成果の活用

災害福祉支援センターは、災害時福祉支援活動の強化に関する全社協の提言を受けて鳥取県社協が県行政に要望を行い、2021（令和 3）年に鳥取県社協に設置されました。直近では上記の台風 7 号災害や令和 6 年能登半島地震で支援活動を行い、実践にもとづく成果と反省を得たところです。

災害福祉支援センターでは「災害ケースマネジメントの普及」・「災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成」・「災害ボランティア活動の強化」を中核としています。災害時にとり残される人がいないことを目的として、今後も平時からの災害福祉支援活動の体制整備を進めていきます。

また、地域防災の重要性から、重点目標①に定める支え愛マップづくりの普及啓発や防災福祉教育などを通じて防災意識・福祉意識の醸成を図ります。身近な地域とともに暮らす人の不安感や支援ニーズについて話し合いながら、防災と地域福祉を切り分けず考えてもらうことで、平時にも災害時にも支え合うことのできるまちづくりを支援していきます。

方向性

災害福祉支援活動の推進

頻発する自然災害に対し、以前から社会福祉協議会では、「被災者の生活再建を支援する災害ボランティア活動」、被災者への生活福祉資金の貸付、生活支援相談員による生活再建への寄り添い支援等、必要に応じてその範囲や内容を広げ、被災者の命や健康を守るとともに、生活再建への力になるように取り組んできました。一方で災害時における被災者の全体像を見たときに、避難所等での避難生活で困ってしまう要配慮者や発災から時間が経過した後も、なかなか生活再建が図られない人が存在しています。



災害福祉支援センターでは、「災害ケースマネジメントの普及」や「災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成」、「災害ボランティア活動の強化」を一体的に取り組むことで、被災者支援の全体像を捉えながら、平時から災害福祉支援活動の実施体制を進めることができます。

また、平時にも災害時にも必要な「声のかけ合い」や「助け合い」「福祉的支援活動」は普段の生活の延長上にあります。災害時には多機関の様々な関係者が連携して支援活動を行います。災害福祉支援センターでは平時から災害時においても、その様々な担い手が力を合わせることができるよう調整・支援を行うことが大きな役割です。地域共生社会の掲げる「誰一人とり残さない社会」を頻発する自然災害においても実現するための取り組みを進めるテーマです。

この項目における取組

- 20** 災害ケースマネジメント普及・市町村の実施体制支援
- 21** 鳥取県災害派遣福祉チーム（DWAT）の支援体制整備
- 22** 災害ボランティア活動の実施体制強化

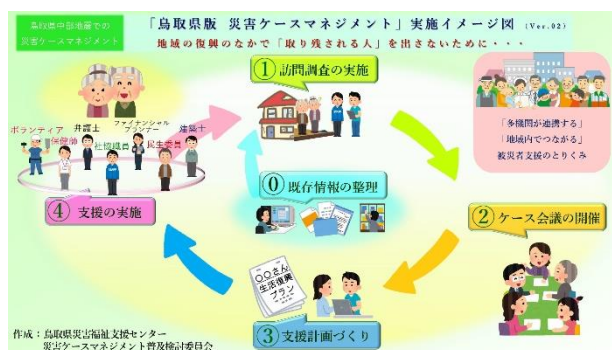
取組

20 災害ケースマネジメント普及・市町村の実施体制支援

- (1) 市町村の実施体制支援
 - ア 実務者研修の開催
 - イ 市町村実施体制整備支援
 - ウ 現場実践におけるフォロー
- (2) 実施の普及・啓発
 - ア 福祉関係者への出前説明会の開催

○災害ケースマネジメントとは、災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせ、支援計画を策定し、「生活の復興」を支援する取り組みです。

○2016（平成 28）年 10 月に発生した中部地震において、経済的な問題や家庭内の事情など、被災者の抱える問題を背景にして、被災者の生活再建が進まない状況がありました。鳥取県では、被災者一人ひとりに寄り添った生活再建支援に取り組むために、災害ケースマネジメントの手法を取り入れました。



○2018（平成 30）年 4 月には全国で初めて、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、制度化が図られるなど、「誰一人取り残さない生活復興」を実現するために、県・市町村及び関係機関が相互に連携した生活復興支援の実施が進められています。

○各市町村で災害ケースマネジメントを実施できるよう、市町村職員や市町村社協職員を対象に、2023（令和 5）年から災害ケースマネジメント実務者研修を実施しています。研修では概要説明や取組事例に加え、県と協働で作成した災害ケースマネジメントの手引き等を活用した実施手順の解説を行い、引き続き実務者の実践力向上を図っていきます。

○また、関係者の理解を促す取り組みとして、民生委員児童委員等の福祉関係者を対象に、出前説明会を開催しています。災害時において円滑に関係者と連携できる環境づくりを進めていきます。



○2023（令和 5）年台風第 7 号では鳥取県と関係機関と連携し、鳥取市の災害ケースマネジメントの取り組みに対する支援を行いました。災害時に各市町村で庁内連携が取れるよう、庁内研究会の開催支援を行うとともに、体制整備に向けた支援を行います。

取組

21

DWAT チーム員の養成 及び派遣体制の整備

(1) 支援体制整備

- ア チーム員登録の管理
- イ DWAT 意見交換会の開催
- ウ 研修及び訓練の実施

数値目標 DWAT チーム員登録者数

2024 240人

2025

2026

2027

2028

県と協議し、2024（令和6）年度以降の目標は現時点で設定できないため設定なしとする。

○災害派遣福祉チーム DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）とは、福祉専門職等で構成されたチームです。被災者に対し、避難生活のフェーズから福祉的な視点を持って支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化や災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行に向けた支援を行います。

○鳥取県における DWAT は 2017（平成 29）年から組織化が始まり、鳥取県社協では 2021（令和 3）年度、災害福祉支援センターの設置と併せて DWAT の組成と研修を受託しました。そして 2022（令和 4）年 1 月からは DWAT の事務局が設置され、2024（令和 6）年の能登半島地震では初めてとなる被災地派遣が行われました。

○DWAT 登録者数は、2023（令和 5）年 3 月末時点で 140 人（受託時 57 人）となりました。2024（令和 6）年度には 240 人まで増員することを目標としています。しかし、大規模災害になれば 1 チームでは継続した支援ができないかもしれません。今後予想される大規模災害に向けて、引き続きチーム員の増員をめざします。これには所属組織の理解と協力が不可欠であり、県社協の各種事業も活用しながら、さらなる理解促進とご協力いただけるよう取り組んでいきます。

○そして、チーム員を増やすだけではなく、実践力の向上を図るために、引き続き階層別の研修を体系的に実施します。さらに、実践力向上と市町村との連携強化を図るために、市町村との合同訓練を実施できるよう働きかけていきます。

○また、平時から関係者が災害福祉支援活動について話し合い、災害時に円滑な連携ができるようなネットワークづくりが求められています。今後は DWAT だけではなく、法人同士の相互支援等を含めた連携体制の構築に向けて、災害福祉支援ネットワークの拡充・強化を図っていきます。



※県との「災害時における協力に関する協定」締結団体：鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会

取組

22

災害ボランティア活動の 実施体制強化

(1) 災害ボランティア活動の実施体制強化

- ア 関係機関連絡会の開催
- イ 災害ボランティアセンター運営者研修の実施
- ウ 市町村災害ボランティアセンター強化の支援

数値目標

2028（令和10）年度までに全市町村で災害ボランティアセンター運営者研修実施（年間2～3か所）

2024

2025

2026

2027

2028

19市町村社協

※実施済7市町村：境港、八頭、日南、湯梨浜、若桜、日野、智頭

※倉吉は実施直前に中部地震発生

○住んでいる地域で災害が起きたとき、自分の身に直接的な被害がない人でも例えば生活上で新たな困難が生じたり、サービスや日々のご近所同士での営みが途切れ、日常で成り立っていた生活が立ち行かなくなってしまうことがあります。社協では、こうした災害発生時にはいち早く住民の困りごとを捉え、市町村社協を中心として災害ボランティアセンターを開設しています。災害時においても地域住民の「こうありたい」という思いを支えるために支援を行っており、被災した地域や住民のもとへ「ボランティアしたいという思いのある人の力」を届けることが大切な役割の一つです。

○近年の広域的な災害によって、近隣地からの応援がただちに難しい場合があります。そのため被災した都道府県及び市町村社協に加えてその地域の関係者も主体となる「地域協働型災害ボランティアセンター」が求められています。運営者研修では開催地社協だけでなく、周辺社協や災害ボランティアリーダーとなるべき地域の関係者の参画を促し、研鑽を深めていきます。そして、県社協と市町村社協職員の災害ボランティアセンターの運営支援ができる人材を育成し、災害時だけではなく平時においても協力し合える関係づくりを進めていきます。

○関係機関連絡会を設置し、災害ボランティアの活動促進、災害時の支援体制について関係機関で検討・協議することで災害ボランティアの円滑な活動及び関係団体等の連携・協力の促進を図っています。2023（令和5）年に発生した台風第7号災害では、鳥取県内の東～中部にかけて大きな被害を生じましたが、この平時からのネットワークにより、早期に関係機関が連携して、災害ボランティア活動の支援を行うことができました。引き続き関係機関連絡会を開催し、連携体制の構築を図ります。

一方、上記の台風第7号災害ボランティアセンターの運営支援等においては、現地に派遣する職員と県社協本部との目線合わせ、被災地社協スタッフの負担軽減の支援などで課題も見つかりました。県社協内や関係機関との振り返りを行い、課題解決に向けて取り組んでいくことで、災害時の対応力を高めていきます。

社会福祉法人等への経営支援と福祉団体の活動支援

現 状 と 課 題

地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人

わが国の社会福祉を長く担ってきた社会福祉法人ですが、2040 年問題や孤独・孤立対策といった新たな社会問題を抱える現代においても、その中心的担い手として多くの役割が期待されています。いわゆる法人制度改革の対応は大筋で一段落となり、今後は改めて高い公益性の発揮、そしてその活動を広く社会に見える化して存在感を PR していくことも重要になっています。

鳥取県内では、現在 113 の社会福祉法人が運営されています。

経営環境と今後の展望

コロナ禍において社会福祉施設が向き合ってきた課題は未曾有のものでした。対面や接触の厳しい制約、面会制限等による家族や地域との分断、感染発生時の対応など、現場は多くの負担と不安を強いられました。サービスの利用控えなどから多くの法人では経営課題にも直面しました。更に、急激な物価高騰が法人の経営基盤に大きな影響を与えています。経営状況の悪化は、喫緊課題である人材確保にも大きく影響し、社会福祉法人は引き続き多くの課題と向き合っていくことになります。

鳥取県における法人連携の取組み

複数法人連携の仕組みとして、一部の市町村では法人連絡会が設置され、加入法人が持つ資源のリスト化と地域活用のマッチングの仕組みが事業化された事例もあります。法人運営に関する連携では、2022（令和 4）年 4 月に法制化された社会福祉連携推進法人制度がトピックですが、現時点で県内の設立事例はありません。人材確保・経営基盤強化・ノウハウ共有等のための連携も期待できますが、人口減少・共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応し、安定的にサービスの提供を行うため、法人の持続可能な経営基盤の確保の方策等を考える上で、法人間の連携は有効といえます。

県社協が担う団体の活動現状

県社協が事務局を担う団体は、施設種別ごとの団体、資格者ごとの職能団体、社会福祉当事者の団体など合計 17 団体あります。施設種別の団体では、サービス単価や人材確保といった業界課題に対応するソーシャルアクションのほか、会員施設のスキルアップ・交流などの取組みを展開しています。職能団体では従来の取組みに加え、近年は災害時福祉支援チーム（DWAT）への参画など、その専門性を生かした活動に取り組んでいます。当事者団体では、多くの団体が会員減少などの課題を抱えつつも、社会に向けた当事者課題の提言や会員の相互交流、さらに一部団体では関連する公共性の高い事業を行政から受託するなど、粘り強く活動を続けています。

これまでの事業成果の活用

福祉施設経営指導事業による経営相談や各種研修は、引き続き職員研鑽や顔の見える関係づくりに活用いただいています。団体活動においては、コロナ禍でも活動の停滞をなるべく防ぐよう事務局として様々な感染症対策や工夫を講じてきたところです。

今後も、引き続き上記の相談・研修のほか、県内 80 法人が加入する鳥取県社会福祉施設経営者協議会（経営協）との連携、団体活動の支援などを継続します。法人連携については、地域のニーズに応じた多角化・多機能化も視野に、実例や最新情報の提供などを通じて具体的な動きを支援していきます。

 方向性

社会福祉法人への経営支援の強化

社会福祉法人の適正かつ安定的な経営と施設利用者へ提供する福祉サービスの向上を目指して、県社協で日常的に相談に対応する専任の経営指導員を配置するほか、より専門性の高い相談に対応するための専門指導員を弁護士・公認会計士・社会保険労務士などに嘱託して設置します。法人巡回訪問などを行い経営課題の解決に当たり、法人個別の課題の把握と、県内法人全体での課題解決の取り組み内容の共有を図ります。

また、社会福祉法人の経営全般を支援するため、関係諸制度の動向や研修ニーズをもとに経営協と協働して研修を実施し、法人役職員のスキルアップに取り組むとともに、福祉サービスの質の向上に繋がります。法人運営に必要な最新の政策動向などを適宜収集し、各法人での経営戦略立案などに有効な情報発信に努めます。

この項目における取組

23 社会福祉法人向け相談・研修体制の充実と経営支援

取組

23

社会福祉法人向け 相談・研修体制の充実と経営支援

- (1) 相談・研修体制の充実
 - ア 経営相談
 - イ 巡回訪問
 - ウ ニーズに沿った研修の企画・実施
- (2) 経営支援
 - ア 経営協との協働
 - イ 情報発信・提供

数値目標 巡回訪問法人数

2024 50法人

2025 50法人

2026 50法人

2027 50法人

2028 50法人

市町村社協を除く 94 法人を 2 年間で
訪問し、経営上の課題等を聞き取り、
解決に結びつけることを目標とする。

- 県社協に配置する専任の経営指導員、専門職に委嘱する形で設置する専門相談員（弁護士・公認会計士・社会保険労務士）を配置し、法人・施設経営全般、利用者処遇、会計・税務等、あらゆる相談に対応できるよう相談体制の充実を図ります。
- 経営指導員が法人本部を巡回し、最新の政策動向などの情報提供を行うとともに、法人の経営状況の聞き取りを行い、必要に応じて専門相談員に繋ぎ、経営課題の解決を図ります。
- 関係諸制度の動向や研修アンケートの結果をもとに、ニーズに沿った研修を経営協と協働して企画し実施します。実施においては、社会福祉施設経営者協議部会協議員会での協議を経て実施します。
- 鳥取県には、社会福祉法人が 113 法人（令和 6 年 3 月末現在）ありますが、1 法人 1 施設を運営する小規模法人も多く、2040 年問題を見据え、社会福祉法人自らが継続的かつ安定したサービス提供のため、経営基盤の強化を図ることが求められます。社会福祉連携法人制度の活用例としては、人材確保、物資供給、災害時支援等が考えられます。
- 経営協との協働による都道府県経営協セミナーをはじめ、全国社会福祉法人経営者大会、全国経営協が発信する「経営協情報」から最新の国の動向、先進事例などの情報を収集し、情報提供・共有に努めます。

方向性

各福祉団体の活動支援

同じ福祉課題を持つ当事者で組織されたいわゆる当事者団体は、お互いの課題を共有・相談し合う場として、今日まで脈々とその活動を受け継いできました。仲間同士の相互交流や社会貢献などにも積極的に取り組み、孤立の防止や社会参画の基盤として大切な役割を果たしてきました。

こうした福祉団体において、構成する会員の高齢化や会員数の減少等、福祉団体の活動の低迷に加え、その維持が課題となるおそれがあります。県社協は、受託している県域の福祉団体の意向を踏まえ、必要な対応を行います。

そのほか、福祉施設や有資格者で構成する種別・職能団体においても、研鑽や交流とともに、構成会員の活動課題などをその活動の中で共有しています。地域に潜在存在する生活課題や福祉課題を、こうした団体支援をとおして把握します。それらを県社協としてどう事業に反映させるか検討するとともに、要望活動等に反映させ団体の思いを形にできるようサポートを行います。

この項目における取組

24

福祉団体の活動強化への取組支援

取組

24 福祉団体の活動強化への取組支援

- (1) 各福祉団体の主体的な活動支援
 - ア 団体の運営業務の支援
 - イ 全国・ブロックの情報収集・提供
 - ウ 事業企画の取組み支援
- (2) 福祉施策の提言や福祉サービスの向上に係る要望活動の実施
 - ア 団体会員・地域関係者に対する福祉ニーズの把握・共有
 - イ 翌年度に向けた鳥取県の社会福祉制度・予算等に対する要望活動等

○福祉ニーズや地域課題の多様化、複雑化するなか、当事者や福祉団体による主体的な活動が重要となります。県社協は、受託している県域の福祉団体の活動強化に取り組めます。

○福祉団体が抱える課題解決に協調して取り組み、福祉団体の主体的な活動支援をととして、本人支援や福祉制度の向上を図ります。

○福祉団体と連携を密にし、県民福祉の向上のための要望活動に取り組み、本県の社会福祉制度の充実に努めます。



【県議会に対する要望活動の様子】

◆鳥取県社協が事務局を受託している団体◆ [2024年3月末現在]

公益社団法人 鳥取県老人クラブ連合会
 一般社団法人 鳥取県介護福祉士会
 一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会
 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会
 鳥取県民生児童委員協議会
 鳥取県母子生活支援施設協議会
 鳥取県児童福祉入所施設協議会
 鳥取県介護支援専門員連絡協議会
 鳥取県子ども家庭育み協会
 鳥取県老人福祉施設協議会
 鳥取県社会福祉施設経営者協議会
 鳥取県知的障害者福祉協会
 鳥取県社会就労センター協議会
 鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会
 鳥取県肢体不自由児協会
 県民総合福祉大会実行委員会
 鳥取県福祉研究学会

県民総合福祉大会（関連：47 ページ）は、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深める目的で毎年開催しているイベント。

鳥取県共同募金会、鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県老人クラブ連合会、鳥取県精神保健福祉協会などの福祉団体が参画し、活動広報や啓発、関係者の意識高揚などの場になっている。

鳥取県社協が実行委員会の事務局を担っている。



◀大会ポスター（2023(令和5)年のもの）

大会は1951(昭和26)年に始まり、「社会福祉事業大会」「社会福祉大会」「県民福祉ふれあいのつどい」など名称を変更しながら現在に至る。

▼表彰式・ステージイベントなど

大会では、県・県社協や福祉関係団体から、社会福祉に功労のあった個人・団体に対して表彰状などが授与される。

その後のプログラムでは、著名人などによる記念講演のほか、近年はとっとりいきいきシニアバンク（関連：20 ページ）の登録者によるアトラクション、学生による福祉学習の発表など様々な企画を実施している。

会場内では、福祉・健康などに関する情報・啓発コーナーや、障がい者作業所の物品販売なども設けている。



地域福祉推進のための組織基盤の強化

現 状 と 課 題

組織体制の充実・強化

地域福祉を推進し、市町村社協をはじめ、社会福祉事業者、民生委員児童委員、福祉団体、ボランティア等を幅広く支援していく使命・役割を担っている県社協では、組織体制の充実がその成果を大きく左右することから、計画的な人材育成と職員の資質向上は経営基盤の「要」と言えます。

地域福祉の推進を担う人材育成、持続可能な組織体制の構築には、研修体系の充実、マネジメント力向上、働きやすい職場環境整備、事務の効率化、意見を積極的に提言・反映できる仕組みづくりが必要です。また、限られた職員体制の中で効果的な事業運営を行うためには、組織機構改革はもとより、横断的な部署間の連携、課題意識の共有、ワーキングチームなどの活動推進も求められます。

中長期を見据えた計画的な職員採用、キャリアデザインに合わせた職員育成と定着に努め、安定性と継続性を持った組織体制を構築していく必要があります。

経営環境と今後の展望

県社協の財源のほとんどは県からの補助金や委託金等の公的財源で賄われています。近年はこうした補助・委託事業が増加傾向にありますが、継続的な財源確保が不透明なことから、職員の安定的な確保と配置が見通しにくい状況となっています。このため、県行政に対し地域の実情に応じた多様な事業を提案・要望・協議してパートナーシップを強化し、事業活動の財源確保と事業展開を担う職員の安定的雇用を確保していくことが重要となっています。

自主財源の確保について、引き続き、賛助会員制度の広報活動、寄付金の受入れ、収益事業による財源の確保に努めるとともに、資産の適正な運用と基金の活用による事業実施が必要です。

高い公益性と非営利性を有する県社協では、経営状況に関する情報公開を通じた透明性の確保、財務規律の強化を図ることは重要です。併せて、社会福祉協議会がどのような事業や活動をしているのか、認知度を高めるための情報公開や広報の在り方は大きな課題と言えます。

事業の効果検証、コスト意識の徹底、透明性の高い事業運営、県民・会員の皆さまへの分かりやすい情報発信等、適正かつ円滑な法人運営と事業継続に取り組んでいく必要があります。

これまでの事業成果の活用

組織体制においては、求められる職員像の実現に向けて新たに構築した研修体系と人事考課制度について、改善を重ねながら定着化を図り、必要な知識や技術等の習得など、計画的な人材育成と職員の資質向上に努めてきました。また、目指すべき職員像を明確に描けるよう、考課者のスキルアップ研修を実施し、考課面接を活用した職員の資質向上を図りました。事業活動においては各種関係機関との連携を深め、職員の視野を広げ意識の向上にも繋げることができました。

組織面では県社協の諸課題に対し、機構改革（災害福祉支援センター、ねんりんピック連携室設置）のほか、プロジェクトチームやワーキンググループの立上げを行っています。引き続き、業務改善と必要に応じた組織の見直しを行っていきます。

安定的な自主財源を確保するには、県社協の活動について継続的に支援・協力いただける会員の拡大が不可欠です。効果的な情報発信や会員のニーズを集約・反映する仕組みづくりなど、広く理解・協力を得られる体制を築きます。寄付金の受入れや基金の活用についても、金融・社会等の情勢を注視しながら安全確実な運用と有効活用に努めていきます。

方向性

組織体制の強化

求められる職員像を明確にし、求められる役割及び知識・能力について職員一人ひとりが理解し、実現に向けた努力ができる環境を整備していく必要があります。職位や育成段階に応じた計画的な職員研修を企画し、職員の資質向上と育成を目指します。

近年は新規採用が比較的多く、職員に占める若年層（20～30代）の割合が上昇しています。基礎的な資質向上・育成とあわせ、若手の活発なアイデアや行動力が組織として活用されるような環境づくりを進めます。社会福祉士等の福祉専門資格の他、職員の自己啓発活動による資格の取得や研修参加等を推奨・支援し、県社協の使命・役割を果たすことのできる職員を養成します。

市町村社協や福祉施設等を経営する法人を支援することも県社協職員としての重要な役割です。市町村社協担当制など組織的支援に必要な知識の習得・共有・研鑽を進めます。

県内高等教育機関・経済団体が参画する「とっとりプラットフォーム5+α」はじめ他団体との交流、連携に積極的に参加し、視野の拡大、幅広い知識・経験の習得など能力向上などに役立てます。

職員間で情報交換、意見交換を行うプロジェクトチーム、ワーキングチームなどをさらに企画し、諸課題の調査や解決提案につなげていきます。

組織の見直しを適宜行うことで、県社協の新たな使命・役割にも効果的に対応していきます。

働き方改革やICT活用を進め、時間外労働の削減、健康相談、ハラスメント防止対策など安全衛生の向上と業務の改善・効率化に取り組み、働きやすい職場環境の整備を進めます。

BCP（事業継続計画）の周知徹底と訓練を通じて、災害など緊急事態への対応力を高めていきます。

この項目における取組

25 求められる職員像の実現と職員育成の強化

26 課題解決に向けた組織体制の整備と働きやすい環境づくり

取組

25 求められる職員像の実現と職員育成の強化

- (1) 計画的体系的な職員研修の実施
- (2) 資格取得・自己研鑽の推奨支援
- (3) 「とっとりプラットフォーム5+α」等との交流・連携・参加
- (4) プロジェクトチーム・ワーキングチームの設置

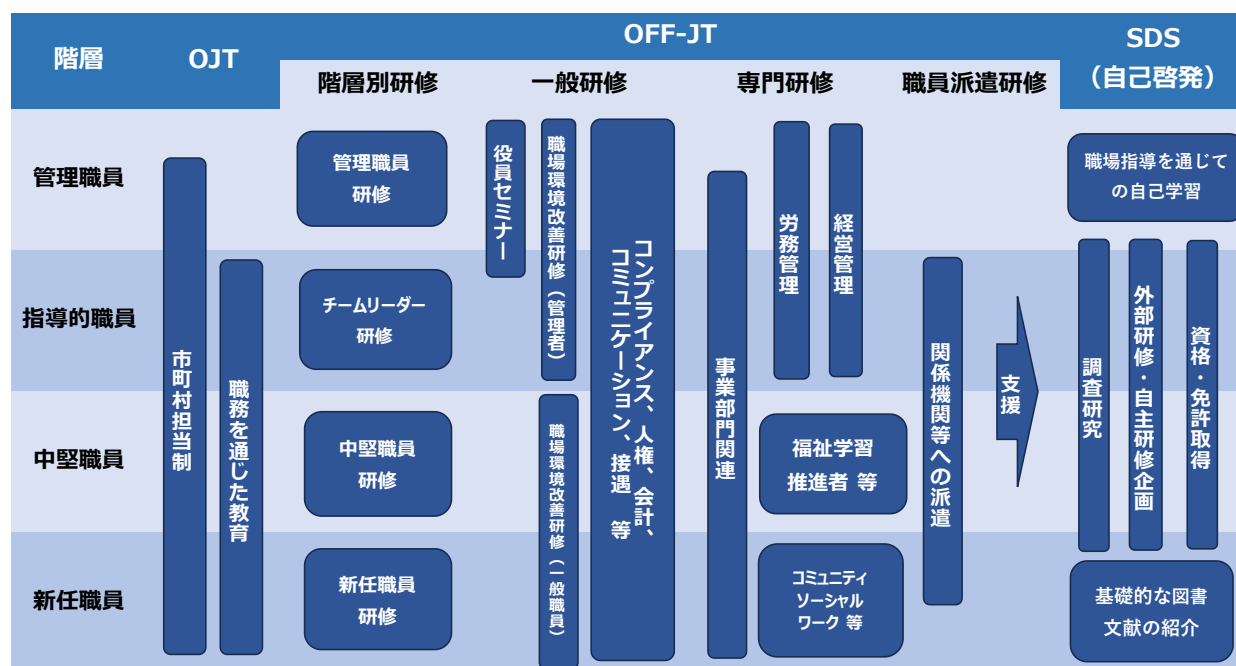
○求められる職員像に応じた研修体系を構築し、OJT（市町村担当制、職務を通じた教育）、OFF-JT（階層別研修、専門研修、一般研修等）、SDS（自己啓発活動）を実施します。（研修体系図 下記）

また、毎年度の人事考課面接において研修受講推奨、受講成果確認を行い育成指導を行います。

○資質向上、専門性向上のため資格を取得した職員に対し、学費及び受講費用を助成します。

（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、防災士など）

《研修体系図》



○「とっとりプラットフォーム5+α」の運営に引き続き参画し、地域課題の解決に向けた検討協議や構成団体職員向け研修に参加します。また、青年会議所、ライオンズクラブなどの民間団体との交流、連携事業に積極的に参加します。

○ICT活用、業務改善など県社協の諸課題について、職員間で情報交換、意見交換しながら解決に向けた調査・提案を行うプロジェクトチーム、ワーキングチームを必要に応じて設置します。

取組

26

課題解決に向けた組織体制の整備と 働きやすい環境づくり

- (1) 組織の使命達成に必要な組織見直し
- (2) 働きやすい職場環境づくり
- (3) ICT活用による業務の改善・効率化
- (4) BCPの周知徹底と訓練

○県社協に求められる役割は、社会課題や政策の動向などに応じて常に変化があります。

ここ数年、鳥取県社協は総務部・地域福祉部・福祉人材部・福祉振興（生活支援）部の4部体制が長く続きましたが、近年は比較的大規模な新規事業に対応する新たな室・センターを設置しました。今後も、必要な人員や意思決定の観点などをふまえ、事業執行に必要な見直しを行います。

○全国的に「働き方改革」が叫ばれて久しく、県社協でも多様な取り組みを進めています。特に時間的な自由度を高めることが働きやすさの実感に結びつきやすく、家族の介護や育児に使える休暇制度や、職員の事情に配慮した時差出勤制度などを導入してきました。

今後もワークライフバランスへの配慮を進め、職員の労働環境向上とともに、人材確保の観点から採用時におけるアピールポイントにもつなげていきます。

○コロナ禍は結果的に、出社を不可欠とする従来の働き方に変化をもたらしました。県社協でも分散執務やリモートワークの仕組みを急ピッチで整え、その過程でICTの活用も進みました。

こうした技術は日々進歩しており、例えばAI・RPAやクラウドサービスの活用は引き続きあらゆる面で業務効率・業務品質を向上させる可能性を秘めています。さらにはChatGPTや生成AIといった、これまでの業務のあり方に革新を起こしうるものも登場しています。

常に最新の情報を収集しながら、長期課題である電子稟議の導入拡大や重要データのさらなるクラウド移行など、身近な課題から着実に取り組んでいきます。

○前期・前々期のほっとプラン期間中、県内で災害救助法適用となる災害は6年で4例発生しています。県社協においては、2021（令和3）年に新設の災害福祉支援センター諸業務や鳥取市指定の福祉避難所関連業務など、ここ数年で災害時の役割がさらに増加しています。

限られた人員体制において、社会に求められる災害対応と定常業務を両立するため、改めてBCPを見直す必要性が生じています。まずは現況をふまえた最新版の策定に取組み、その後は図上訓練や研修を通じて常に最新の状況に保つ仕組みを整備、定着させることにも取り組んでいきます。

 方向性

経営基盤の強化

県社協の財源の多くは県からの補助金や委託金等の公的財源で賄われています。公的財源の割合が高い県社協の財政基盤を安定的にするためには、国の動向や地域の実情を注視し、事業を展開する中で明らかとなった地域課題等を踏まえて次の事業へと繋げ提案していくことが求められます。地域における課題から、先駆的な事業の提案やモデル事業の実施等も含め、事業の継続性を担保できるような補助・委託事業の在り方について働きかけるには、県との強いパートナーシップによる経営基盤と事務局体制の強化を図ることが重要です。

また、会費・寄付金・収益的な取組み等による安定的な自主財源の確保策の強化が必要です。

県社協の活動への理解と支援を広げ、賛助会員等の加入促進に繋げるとともに、県社協の役割（調査・研究・情報収集・専門的知見等）を生かした自主財源確保策を検討します。その財源を活用し、地域福祉の推進に資する事業展開を実施します。

基金事業等においては、長らく超低金利による運用収入の低下が続いてきましたが、直近では国際的な金利上昇を背景とした金融政策見直し等により、国内金利が上昇基調となりつつあります。引き続き金融市場の情報を注視し、資産の適正かつ効率的な運用により運用益の確保に努めます。併せて、ICTの活用などによる事務の標準化、効率化、重点を置く事業や人員と事業全体のバランスなどを見ながら執務体制の見直しと経常経費の削減も必要です。

将来にわたり財源を有効活用し、見通しを立てられるよう、予算管理等をはじめとした組織全体の財源の構造や課題が横断的に共有できる仕組みづくりを行います。

この項目における取組

- 27 行政機関とのパートナーシップの強化と活動財源の確保
- 28 会員加入の促進と安定的な自主財源の確保
- 29 基金の活用と資産の適正かつ効率的な運用

取組

27

行政機関とのパートナーシップの強化と活動財源の確保

- (1) 行政機関とのパートナーシップ強化
 - ア 県との「連携推進会議」の設置・運営
 - イ 政策提言機能の発揮
- (2) 活動財源の確保

○社協は、民間の公益法人としてさまざまな事業・活動を展開しながら地域福祉推進の中核的役割を果たしています。そのため従来から行政機関とは日常的に連携しており、地域の実情や実際の活動などについて意見・情報を交わしながらパートナーシップを築いています。こうした中で、県社協の活動財源の多くは行政からの補助金や委託金によるものとなっています。

○県社協がこうした役割を果たしていくため、行政機関とのパートナーシップは今後もさらに強化していく必要があります。県行政とは、喫緊の課題を中心とした情報共有、意見交換、協議を行う機会を増やすことでさらに連携を深めながら、地域福祉の推進に必要な財源面の支援の確保に努めます。

○事業を展開する中で明らかとなった地域課題から、調査・研究等を経て行政機関への施策や政策等へ繋げる提言を積極的に行っていきます。

県に対しては、関係福祉団体と合同で実施している予算・制度等の要望活動を継続し、県関係課とも意見交換を行うなどして、実現を働きかけます。内容については、関係部署や他の公的機関などとも日常的に協議を深めていきます。

また、近年は市町村行政との連携テーマも増加しています。重点目標①で掲げる日常生活圏域での生活支援体制や相談窓口などの整備、重点目標⑤で掲げる災害ケースマネジメントの普及など、地域の福祉向上のために市町村行政との直接的な連携・協働や働きかけにも取り組みます。

あわせて、市町村社協の活動基盤の確保に向け、必要に応じて市町村社協と連携して取り組んでいきます。

取組
28

会員加入の促進と 安定的な自主財源の確保

- (1) 会員加入の促進
 - ア 本会会員の募集
 - イ 県社協事業の見える化
- (2) 安定的な自主財源の確保
 - ア 寄付金の受入れ
 - イ 経常経費の削減
 - ウ 収益事業による財源確保

数値目標 年度末賛助会員数

2024	団体186件、個人115人
2025	団体187件 個人120人
2026	団体188件 個人125人
2027	団体189件 個人130人
2028	団体190件 個人135人

これまでの呼びかけ範囲を踏まえつつ、団体・個人とも現在の会員規模からの着実な増加を目指す

- 賛助会員（団体・個人）制度の広報活動を積極的に行い、関係機関・企業・団体・個人等、本会活動に支援・協力いただける会員の拡大を目指すとともに、会員ニーズや意見を集約する仕組みの検討、会員が加入のメリットを実感できるような情報発信等に努め、継続的な支援に繋がります。
- ホームページや広報誌を通した分かりやすい事業周知、報告、SNS を活用した情報発信の強化に努め、県民の福祉への関心と県社協事業への理解を高め、地域福祉活動への参加や協力に繋がります。
- 本会の事業活動に支援・協力いただける寄付者の維持と拡大に努めます。併せて、ICT の活用などによる業務の効率化や職員のコスト意識の徹底、労働時間の適正管理等により経常経費の効果的な削減を進めます。
- 全社協幹旋図書の幅広い周知による手数料増収、ホームページや広報誌等への広告掲載による広告料の増収を継続的に図りつつ、他県や他団体における自主財源確保の取組みについても調査し施策に取り入れていきます。また本会職員の知見を生かし、他団体や関係機関の活動にも寄与します。

鳥取県社協の情報発信メディア（ウェブサイト・SNS・広報誌など）

これらのほか、関係機関・企業にも定期的な情報発信などにご協力をいただいています。



鳥取県社協ニュース
令和6年3月
【第231号】

鳥取県社会福祉協議会 総務部
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5
(県立福祉人材研修センター内)
TEL 0857-59-6331 FAX 0857-59-6340
E-mail soumu@tottori-wel.or.jp
HP https://www.tottori-wel.or.jp
Facebook https://www.facebook.com/tkensyokyo

取組

29 基金の活用と資産の適正かつ効率的な運用

(1) 基金の活用
[下表のとおり]

- 寄付金を積み立てて運用益により助成事業の財源に活用している基金については、ここ数年の超低金利が長引いてきた情勢と事業の動向を踏まえ、一部の基金について県と協議を重ね取り崩すことによって、市町村社協の実施する事業への助成等を継続しています。一方で、社会貢献に積極的な企業・団体や篤志家の個人からの寄付の申し出もあり、これらを寄付者の趣意に沿った基金に受け入れていくことで、社会福祉につながる多くの支援の継続につながっています。
- 引き続き、寄付金の受け入れ、運用に努め、助成事業等を実施していくとともに、事業の動向を踏まえつつ基金の活用策の検討と必要な財源の確保に努めます。
- 金融情勢等の動向を把握しながら、安全かつ確実で効果的な金融商品による運用を行います。併せて各事業についても、社会情勢と県民のニーズに応じた見直しを行い、重点化・効率化についても随時検討を行います。

≪鳥取県社協で運用している基金≫

基金名	内 容
鳥取県さわやか福祉基金	市町村社協が行う地域福祉の向上を図るための事業に助成 年間助成実績：799 万円 助成先：19市町村社協 基金残高：約7億1千万円
社会福祉事業振興基金	県内の社会福祉施設・団体の職員研修事業に助成 年間助成実績：116 万円 助成先：延 21 団体 基金残高：約1億4千万円
交通遺児福祉資金	県内の交通遺児に激励金を支給 年間助成実績：146 万円 助成先：37名 基金残高：約1,300万円
栗山教育福祉基金	県内の生活保護世帯の高校入学者に支援金を支給 年間助成実績：81 万円 助成先：27 名 基金残高：約 5,500 万円
DV被害者支援基金	県内のDV被害者に支援金を支給 年間助成実績：42 万円 助成先：7 名 基金残高：約 370 万円
ひとり親家庭等高等教育進学支援資金	県内のひとり親家庭・児童養護施設等の生徒に進学支援金を支給 年間助成実績：140万円 助成先：14 名 基金残高：約 740万円
ことばき高齢者基金	高齢者の生きがい推進の地域交流・スポーツ・文化等の事業に助成 年間助成実績：65 万円 助成先：延 12 社協 基金残高：約1億1千万円
地域福祉振興基金 (災害ボランティア活動振興基金)	地域福祉推進に資する先駆的なボランティア事業などに助成 年間助成実績：150 万円 助成先：9 団体 基金残高：約 5,100万円 災害時の被災地支援活動の経費（ボランティアバスなど）に充当 ※基金統合により、地域福祉振興基金で事業を承継。

*年間助成実績、基金残高はいずれも令和5年度決算ベース。

賛助会員制度は、地域福祉の推進向上という本会の主旨目的に賛同いただき入会いただいている制度。2024(令和6)年3月末現在、以下の182団体に入会いただいている。

その他、個人会員として110名の方に入会いただいている。

賛助会員一覧（2024(令和6)年3月末現在 順不同・個人除く）

全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部	倉吉信用金庫	(株)葬仙	(株)ジューケン	(株)玉川	医療法人アスピオス
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	中国電力(株)鳥取支社	(株)ウミライ	鳥取西部農業協同組合	日本交通(株)	医療法人社団乾医院
(株)加藤紙店	美保テクノス(株)	(株)ジョモネット山陰	宝製菓(株)	(株)ランドサイエンス	日本郵便(株)因幡地区連絡会
(株)栗山組	(有)松本事務機	(株)中海テレビ放送	リバードコーポレーション(株)	東亜青果(株)	(学)あけぼの幼稚園
日本海テレビジョン放送(株)	(株)諒和	日ノ丸産業(株)	(株)井木組	(有)皆生菊乃家	(株)藤原組
やまこう建設(株)	(公社)鳥取県人権文化センター	グッドヒル(株)	(有)福田会計事務所	こおげ建設(株)	医療法人社団野坂歯科医院
(株)新日本海新聞社	(株)ウェブプラン・プロモーション	(学)藤田学院	元帥酒造(株)	米子菱光コンクリート(株)	小林住宅(有)
(株)鳥取銀行本店	(有)味彩さかゑ	(公財)鳥取県保健事業団	(株)寺方工作所	智頭急行(株)	ヤマタホールディングス(株)
鳥取県商工会議所連合会	(株)イングス	安田精工(株)	三光ホールディングス(株)	(株)ジューコウ	池田外科医院
(一財)ごうざん財団	(株)エムアンドエムドットコー	(学)鳥取学園	(株)ホテルセントパレス倉吉	坂口合名会社	(一社)生命保険協会鳥取県協会
大和建設(株)	(株)アド・ワーク	米子瓦斯(株)	鳥取県農業信用基金協会	(株)吉谷機械製作所	(株)中電工鳥取統括支社
(公社)鳥取県看護協会	西日本自動車共済協同組合鳥取県支部	(一財)日本きのこセンター	鳥取県生活協同組合	(株)懸樋工務店	(学)鳥取県政学園
オクムラ印刷	(有)アクティブ・プロ	(公社)鳥取県医師会	玉川慶珠商店(株)	大山乳業農業協同組合	スキルウェイ協同組合
日ノ丸印刷(株)	東武トップツアーズ(株)鳥取支店	鳥取瓦斯(株)	馬野建設(株)	医療法人同愛会	医療法人社団春陽会みなみ歯科医院
(株)エコビジネス	名鉄観光サービス(株)山陰営業所	(有)松村計量器店	大江ノ里自然牧場(有)ひよこカンパニー	(株)新日本観光センター	日本たばこ産業(株)鳥取支社
(株)アベ鳥取堂	鳥取県信用保証協会	(株)ぎしき	鳥取いなば農業協同組合	(株)花のれん	(株)愛進堂
鳥取信用金庫	(株)山陰放送	山本印刷(株)	智頭町森林組合	(有)徳吉薬局	(一社)鳥取県薬剤師会
(株)モリックスジャパン	(株)石田コーポレーション	(株)メモワールイナバ	入江公認会計士事務所	医療法人勤誠会米子病院	日本海ケーブルネットワーク(株)
仕出し 鳥ヶ島	長谷川労務経営事務所	(学)鶏鳴学園	日ノ丸自動車(株)	山陰信販(株)	やまもとクリニック
中央印刷(株)	(株)清水	(株)伝習館	まほろば税理士法人坂口事務所	医療法人社団昌平会	日段(株)
鳥取医療器(株)	(株)ケイズ	(株)サンインマルイ	(株)ミヨシ産業	社会医療法人明和会医療福祉センター	片原ごとうクリニック
(株)日ノ丸観光トラベル	(株)ホテルマネージメント米子	(株)新藤	(株)小銭屋	(株)ひまわり企画	(特非)みんなの家
(有)大文字広告社	(株)戸信	(株)白兎設計事務所	(株)高野組	とりぎんリース(株)	(株)赤松商会
(株)米吾	(株)エミネット	(有)益尾地所	八幡物産(株)	医療法人社団ミオ・ファミリークリニック	流通(株)
(有)仕出し料理やまもと	(株)エッグ	鳥取県土地改良事業団体連合会	鳥取中央農業協同組合	(株)新日本海新聞社 旅行部	鳥取県隣保館連絡協議会
(一社)鳥取県経営者協会	(株)サンマート	鳥取県東部森林組合	寿製菓(株)	(有)日吉水産	(特非)ワークスコープたんいんみらい事業所
総合印刷出版(株)	(有)広田会計事務所	小林薬局(有)	(株)HARENOHIDESIGN	(株)鳥取県情報センター	公立大学法人公立鳥取環境大学
東京印刷(株)	(有)高橋会計事務所	水野商事(株)	(株)足立本店	医療法人養和会	団体:182 団体 284 口 個人:110 名 144 口
(株)JAいなば燃料センター	(有)大成商事	ごうざんリース(株)	(株)サテライトコミュニケーションズネットワーク	(一財)鳥取県観光事業団	
米子信用金庫	(株)人形のはなふさ	皆生温泉観光(株)	親和商事(株)	とっとり福祉サービス(有)	
(株)エスジーズ	(株)ピアパール	(株)チュウブ	前田不動産鑑定事務所	(株)永井電機工業所	

第

3

章

データ・用語集

鳥取県における福祉をとりまく現状

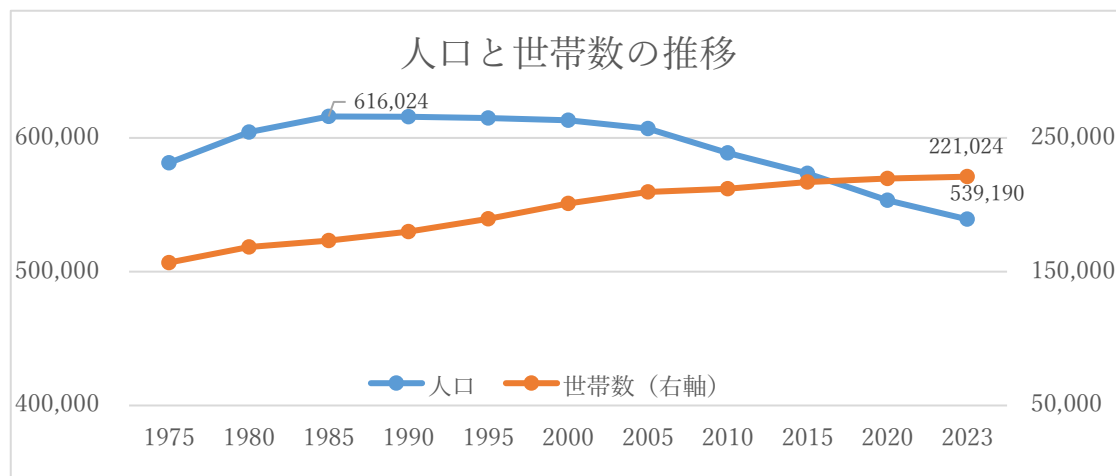
1 人口構造等の変化

(1) 人口の推移

鳥取県の人口は2023（令和5）年4月1日現在で、539,190人となっています。1985（昭和60）年頃をピークに減少しています。

(2) 世帯の推移

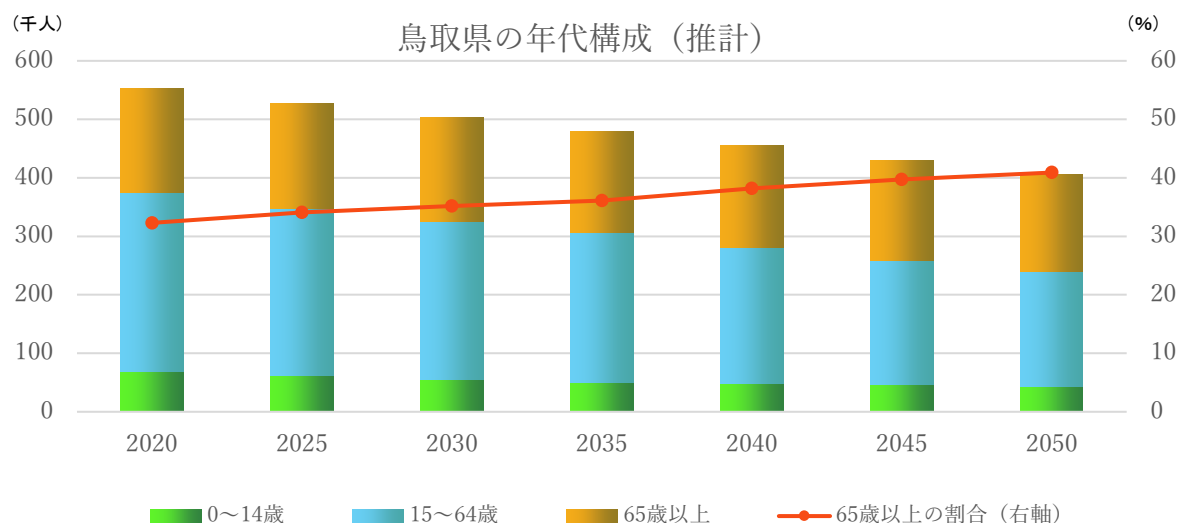
鳥取県の世帯数は一貫して増加しています。2023（令和5）年4月1日現在で221,024世帯、1世帯あたりの平均人員は2.52人となっています。



出典：鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画（令和6～8年度）

(3) 将来の推計

調査機関の統計によると、鳥取県の人口は2030年に約50万人、2050年には約40万人まで減少することが予想されています。年代構成においては若年層が減少し、2050年には65歳未満の占める割合が6割を切る（＝高齢化率が40%を超える）ことが推計されています。



出典：「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所 2023（令和5）年推計）をもとに鳥取県社協でグラフ化

2 高齢者数・高齢化率等

(1) 高齢者数の推移

今後も高齢化が進行していきます。中山間地域では人口減少が進み、高齢者数がすでに減少しはじめている地域もありますが、こうした地域では生産年齢人口が急減しており、いずれにしても高齢化率は上昇していくとともに各種サービスの担い手は減少していく見込みです。

2023(令和5)年4月1日現在人口及び高齢化率等

(単位:人、%)

区 分	人口 a	計 b=c+d	計		高齢化率 e=b/a*100	75歳以上 人口割合 f=d/a*100
			65歳～74歳 人口 c	75歳以上 人口 d		
全 国	124,554,000	36,198,000	16,443,000	19,755,000	29.1	15.9
鳥取県	539,190	178,391	82,545	95,846	33.1	17.8

出典:鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画～鳥取県高齢者の元気福祉プラン～(令和6～8年度)

(2) 高齢化率の推移

県の高齢化率は今後も上昇し続けることが予測されています。高齢者数は、2023(令和5)年4月1日時点の178,391人からほぼ横ばいし、2035(令和17)年には約17万2千人程度になる見込みです。一方、65歳未満人口は、2023(令和5)年4月1日時点の360,799人から2035(令和17)年には約31万人にまで大きく減少する見込みです。

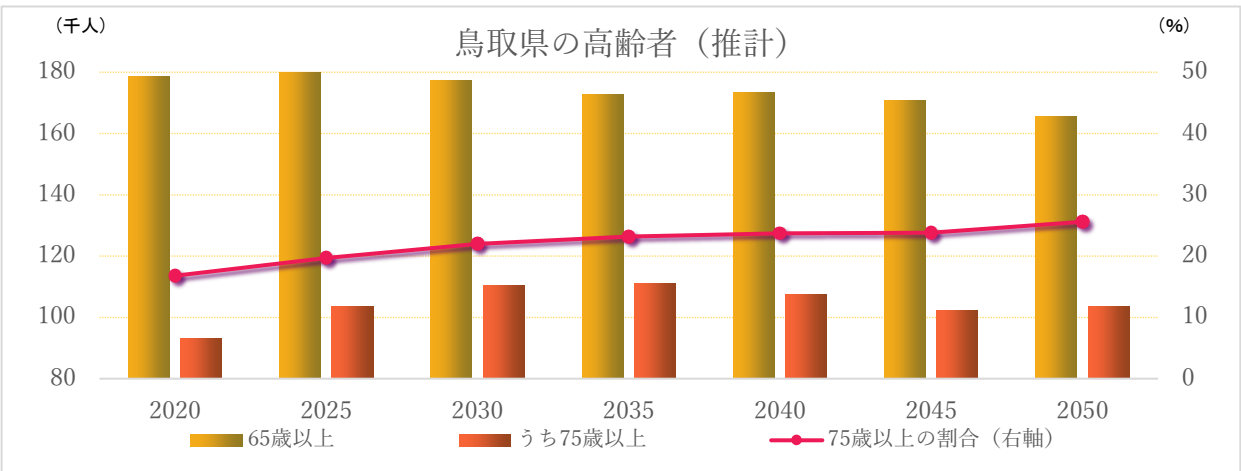
その結果、総人口に占める割合で見た場合は高まり続けると予測されます。調査機関の推計値によると、2050年の時点では県内の総人口に占める75歳以上の割合が25.6%、65歳以上の割合としては40.9%まで高まると推計されています。

鳥取県の人口と高齢化率等の推移(これまで/今後)

(単位:人、%)

区分	これまで						今後の見込み		
	1980年 (昭和55年)	1990年 (平成2年)	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
総人口	604,221	615,722	613,289	588,667	573,441	552,209	526,765	502,591	478,664
65歳未満人口	529,747	515,994	478,305	435,053	404,349	375,130	346,942	325,430	305,983
65歳以上人口	74,474	99,728	134,984	153,614	169,092	177,079	179,823	177,161	172,681
75歳以上人口	27,611	41,079	60,143	85,095	89,799	92,613	103,699	110,516	111,157
高齢化率	12.3	16.2	22.0	26.1	29.5	32.1	34.1	35.2	36.1

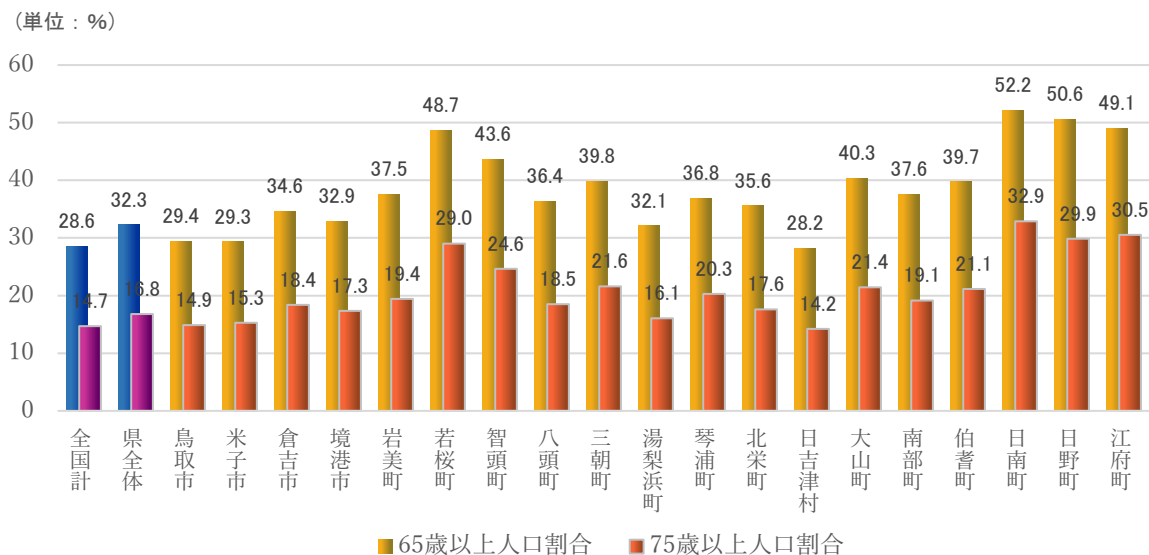
出典:鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画(令和6～8年度)



出典:「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所 2023(令和5)年推計)をもとに鳥取県社協でグラフ化

なお、市町村ごとの高齢化率は2020（令和2）年の調査において以下のとおりです。

65歳以上、75歳以上のいずれの割合においても、県内の大半の市町村において、全国平均を上回る割合となっています。



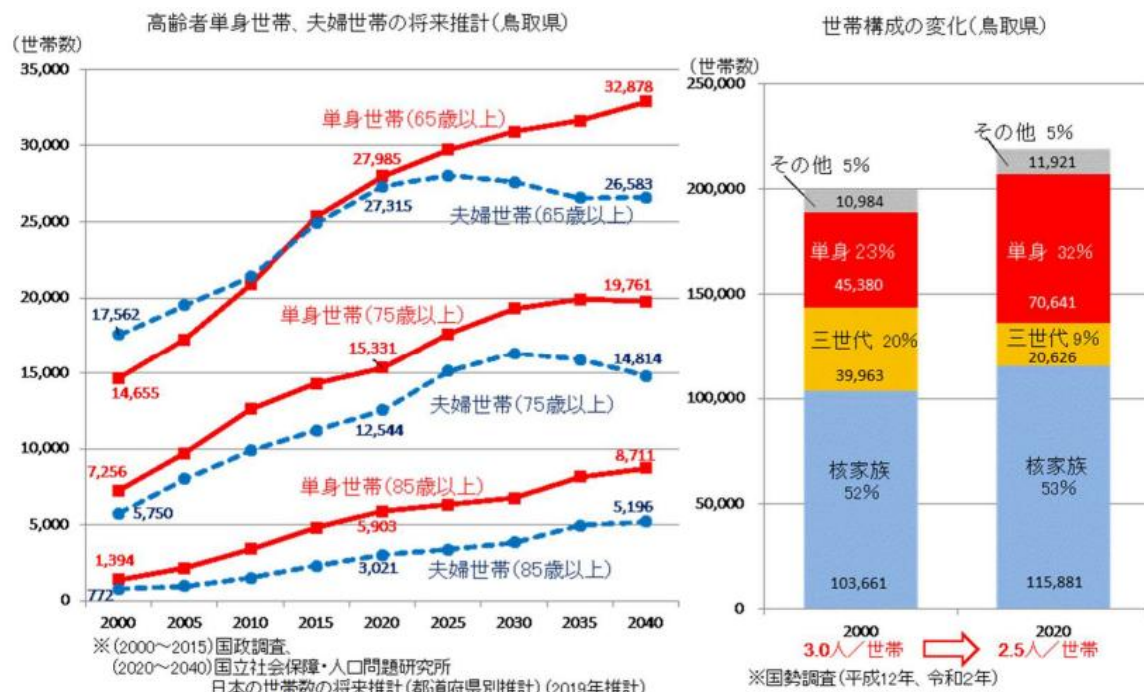
	65歳以上人口割合	75歳以上人口割合
全国計	28.6	14.7
県全体	32.3	16.8
鳥取市	29.4	14.9
米子市	29.3	15.3
倉吉市	34.6	18.4
境港市	32.9	17.3
岩美町	37.5	19.4
若桜町	48.7	29.0
智頭町	43.6	24.6
八頭町	36.4	18.5
三朝町	39.8	21.6
湯梨浜町	32.1	16.1
琴浦町	36.8	20.3
北栄町	35.6	17.6
日吉津村	28.2	14.2
大山町	40.3	21.4
南部町	37.6	19.1
伯耆町	39.7	21.1
日南町	52.2	32.9
日野町	50.6	29.9
江府町	49.1	30.5

出典：2020（令和2）年度人口推計をもとに鳥取県社協でグラフ化

(3) 高齢化世帯の推移

国立社会保障・人口問題研究所公表の推計では、2020（令和2）年において、本県では全約21.5万世帯中、約2.7万世帯が高齢者夫婦世帯です。高齢者夫婦世帯は、2025（令和7）年頃をピークに減少に向かう見込みですが、75歳以上及び85歳以上のみからなる世帯は、その後も増加する見込みとなっています。

また、高齢者単身世帯は、2020（令和2）年時点で約2.8万世帯あり、2035（令和17）年に向けて増加傾向が続く見込みです。一世帯当たり人口は2000（平成12）年の3.0人から2020（令和2）年は2.5人に減少しており、今後さらに減少していく見込みです。



(4) 要介護高齢者の推移

本県の要介護(支援)認定者は、2023（令和5）年4月現在35,051人です。今後団塊世代の加齢に伴い増加が見込まれ、2035（令和17）年度には3万8千人程度となる見込みです。

一方、この要介護(支援)認定者数は過去に行った推計値より現状で約2,000人程度少なく推移しており、健康寿命の延伸、介護予防の取組の効果とともに、高齢者人口の減少が主な要因となっていると推測されています。

要介護(支援)認定者数及び認定率の推移(これまで/今後)

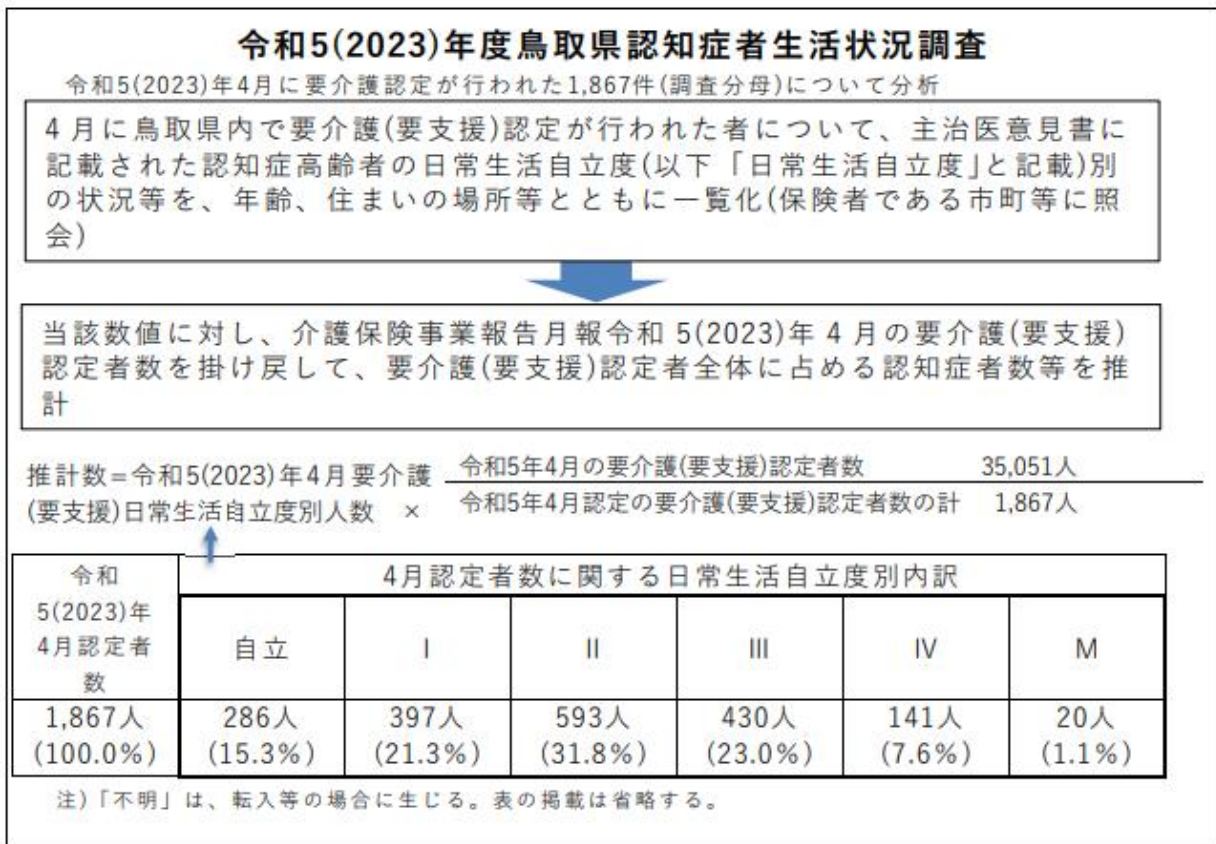
区分	これまで				今後の見込み		
	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
第1号被保険者数(a)	146,685	152,616	170,033	178,213	178,373	173,828	166,568
要介護認定者数	26,339	29,847	34,230	35,229	35,827	36,918	38,275
うち第1号被保険者数(b)	25,614	29,042	33,604	34,686	35,327	36,418	37,775
要介護認定率 (b)/(a)	17.5	19.0	19.8	19.5	19.8	21.0	22.7

各出典:鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画(令和6～8年度)冊子掲載図表



(5) 認知症高齢者の推移

認知症者数に関する全国統計はありませんが、鳥取県は市町村の協力のもと3年ごとに「鳥取県認知症者生活状況調査」として、調査実施年の4月における1か月間の要介護(支援)認定者に関し、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載内容を調査し、その割合から県内の認知症高齢者数を推計されています。この調査から、県の2023(令和5)年4月時点の認知症高齢者数(= 認知症高齢者の日常生活自立度(以下「日常生活自立度」と記載)Ⅱ以上の方は、約22,200人と推計されています。ただし、実際には認知症の症状がありながら、要介護認定の申請を行わない高齢者も一定数あるため、実態としてはさらに多いと推測されています。



※ 要介護認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度」

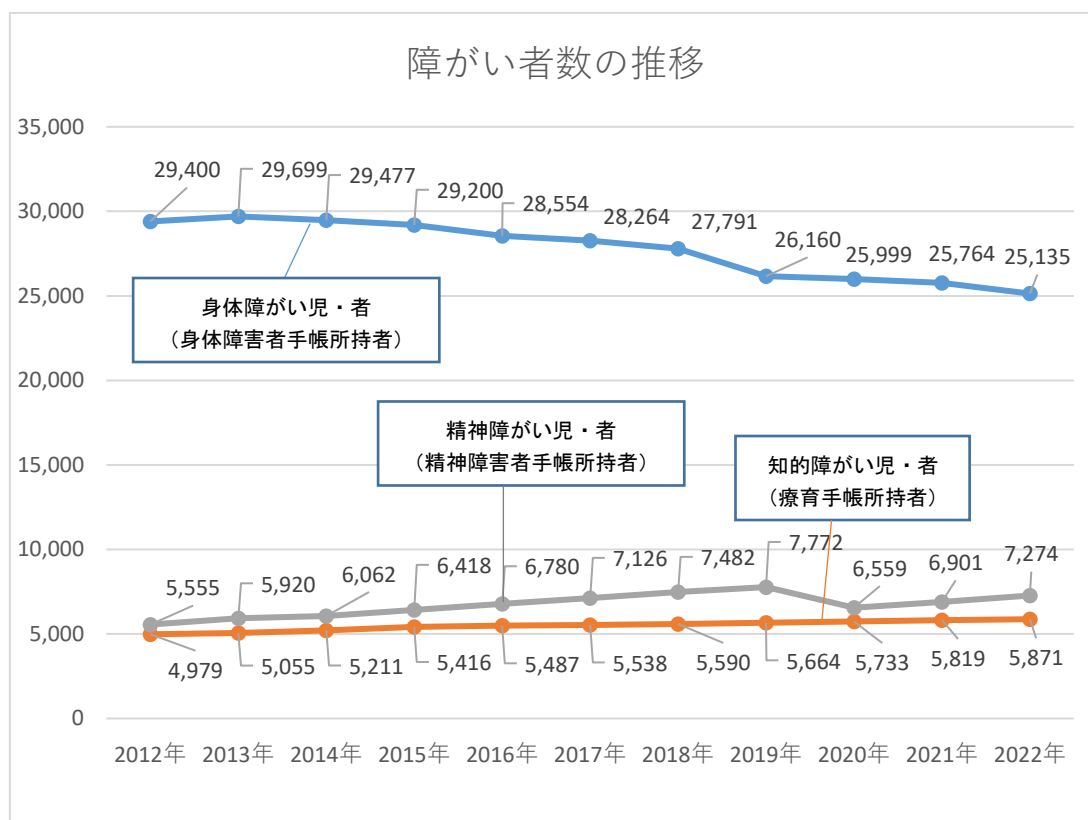
自立度	判 定 基 準
I	何らかの認知症状を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II a	家庭外で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III a	日中を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
III b	夜間を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動或いは重篤な身体疾患(意思疎通が全くできない寝たきり状態)が見られ、専門医療を必要とする。

出典:鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画(令和6～8年度)冊子

3 障がい児・者、子ども、女性等をめぐる現状

(1) 障がい者数の推移

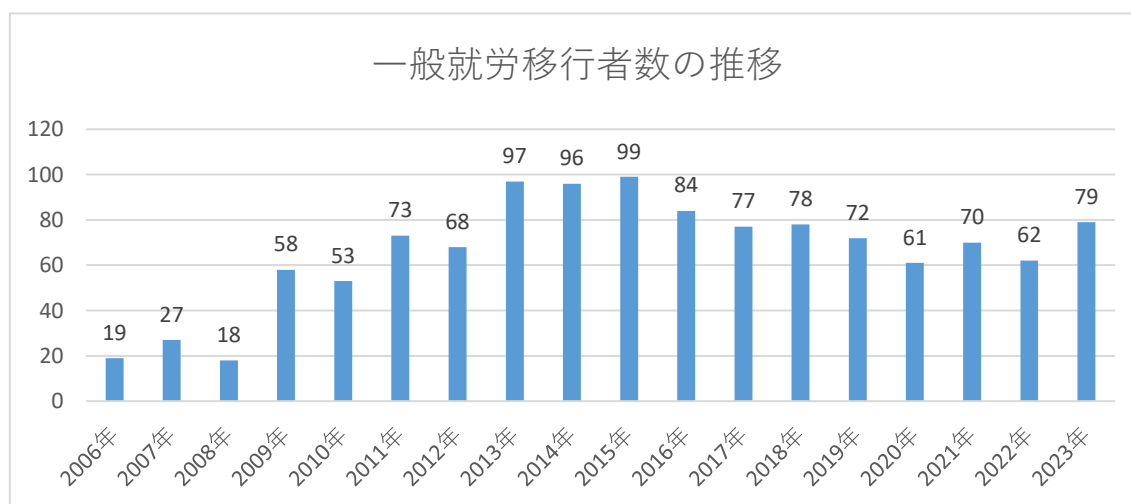
鳥取県の身体障がい者（身体障害者手帳所持者）は減少傾向です。一方、知的障がい児・者（療育手帳所持者数）と精神障がい者（精神障害者手帳所持者）は緩やかな増加傾向にあります。



出典：鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～（令和 6 年 3 月改定版）より

(2) 一般就労移行者数の推移

鳥取県内の障害福祉サービス事業所等の利用者のうち、民間企業等に一般就労した人の数は、2015（平成 27）年まで増加したのち減少しましたが、近年は再び微増傾向にあります。

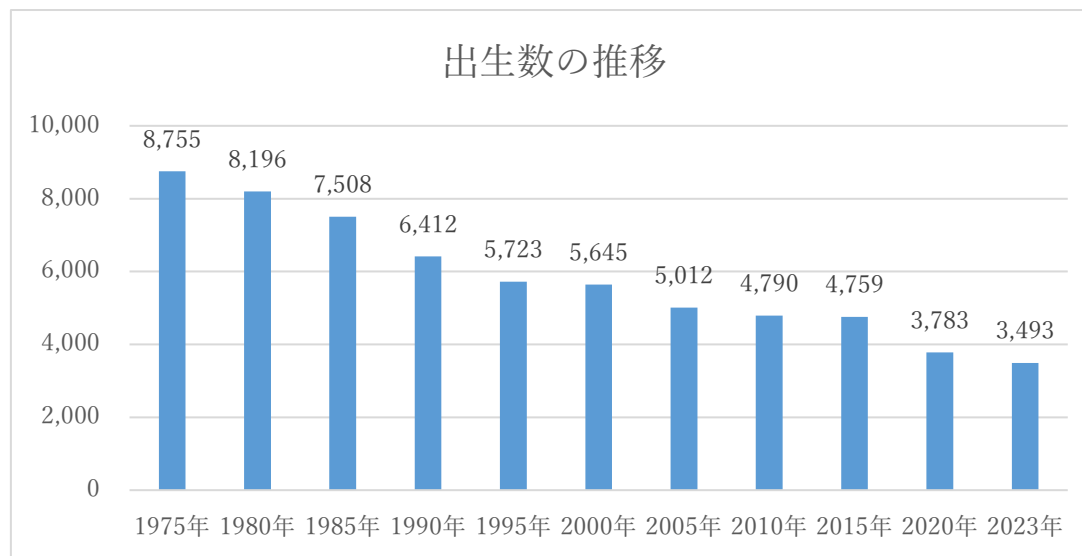


出典：鳥取県ウェブサイト「とりネット」掲載データをもとに鳥取県社協でグラフ化

(3) 出生数と合計特殊出生率

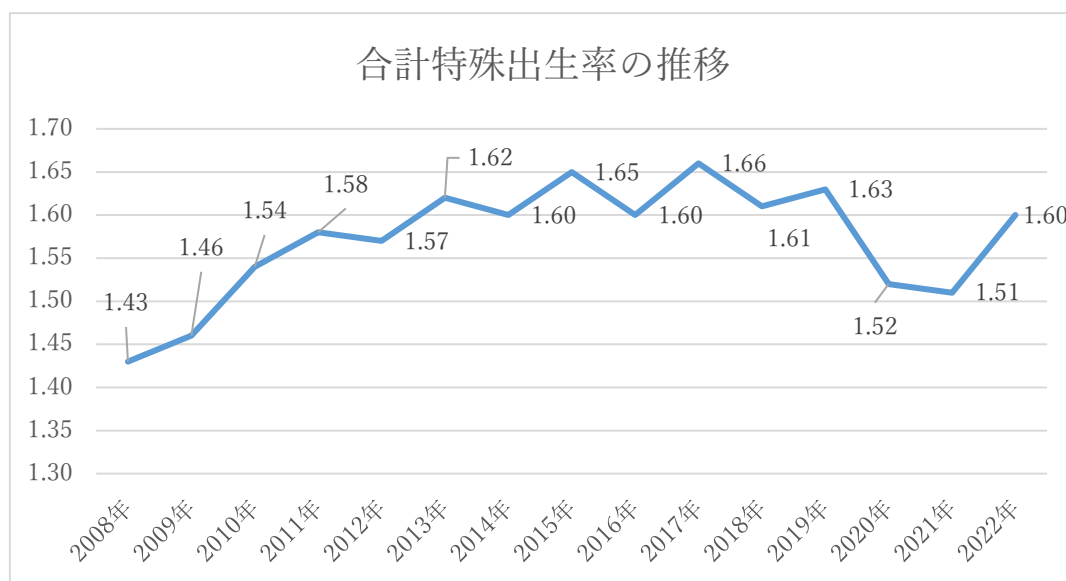
鳥取県の出生数は減少傾向にあり、2023（令和 5）年が 3,493 人と 1975（昭和 50）年の 8,755 人の約 40%まで減少しています。

近年では、結婚の件数が大きく減ったことも出生数の減少に影響したと考えます。



出典：厚生労働省「人口動態統計」データをもとに鳥取県社協でグラフ化

合計特殊出生率は 2008（平成 20）年に 1.43 と過去最低となりましたが、2017（平成 29）年には 1.66 に上昇しました。出生数と同様に 2020（令和 2）年には 1.52 に低下しましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。



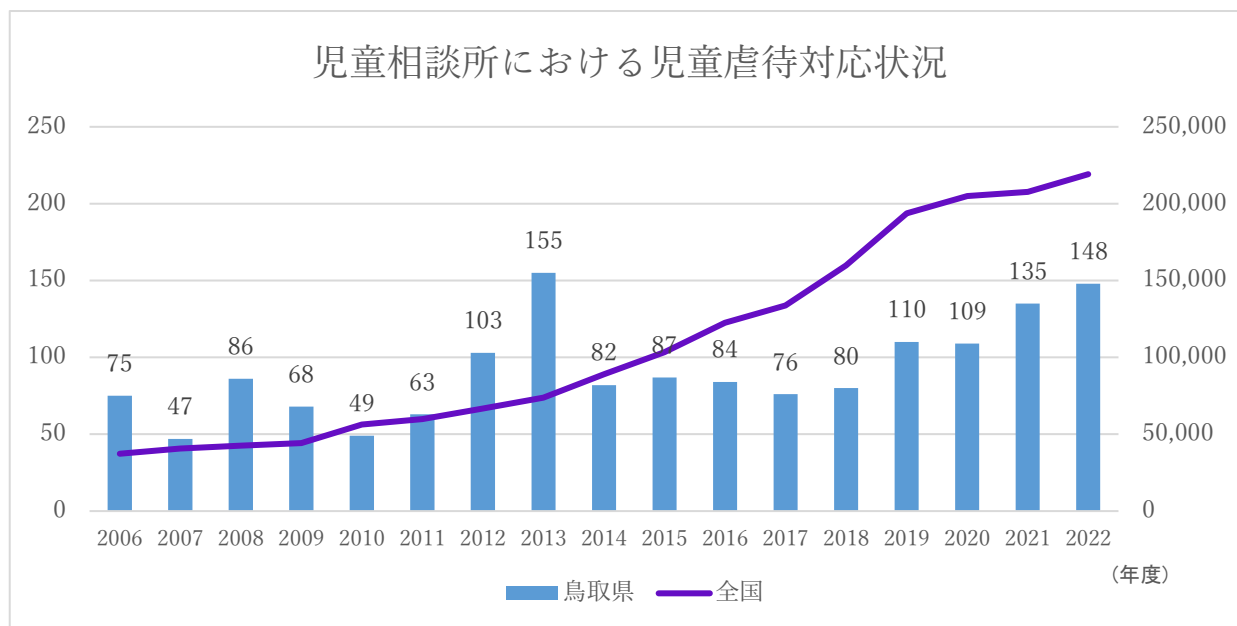
依然として少子化は深刻な状況にあります。

少子化の原因としては、①結婚観の変化等による「婚姻率の低下」②雇用状況の悪化や非正規雇用の増加等により結婚・子育て費用を確保できないなどの「経済的な理由」、③男性の育児休業取得率が圧倒的に低いといった「仕事と子育てを両立できる環境が十分に進んでいない状況」などが挙げられています。

出典：厚生労働省「人口動態統計」データをもとに鳥取県社協でグラフ化

(4) 児童虐待の発生状況

2000（平成12）年に児童虐待防止法が公布され社会の意識が高まったことや、市町村要保護児童対策地域協議会が整ったことにより、問題が顕在化し対応件数が増加しています。



出典：鳥取県家庭支援課「県内の令和4年度児童虐待対応件数」をもとに鳥取県社協でグラフ化

(5) ヤングケアラーの実態

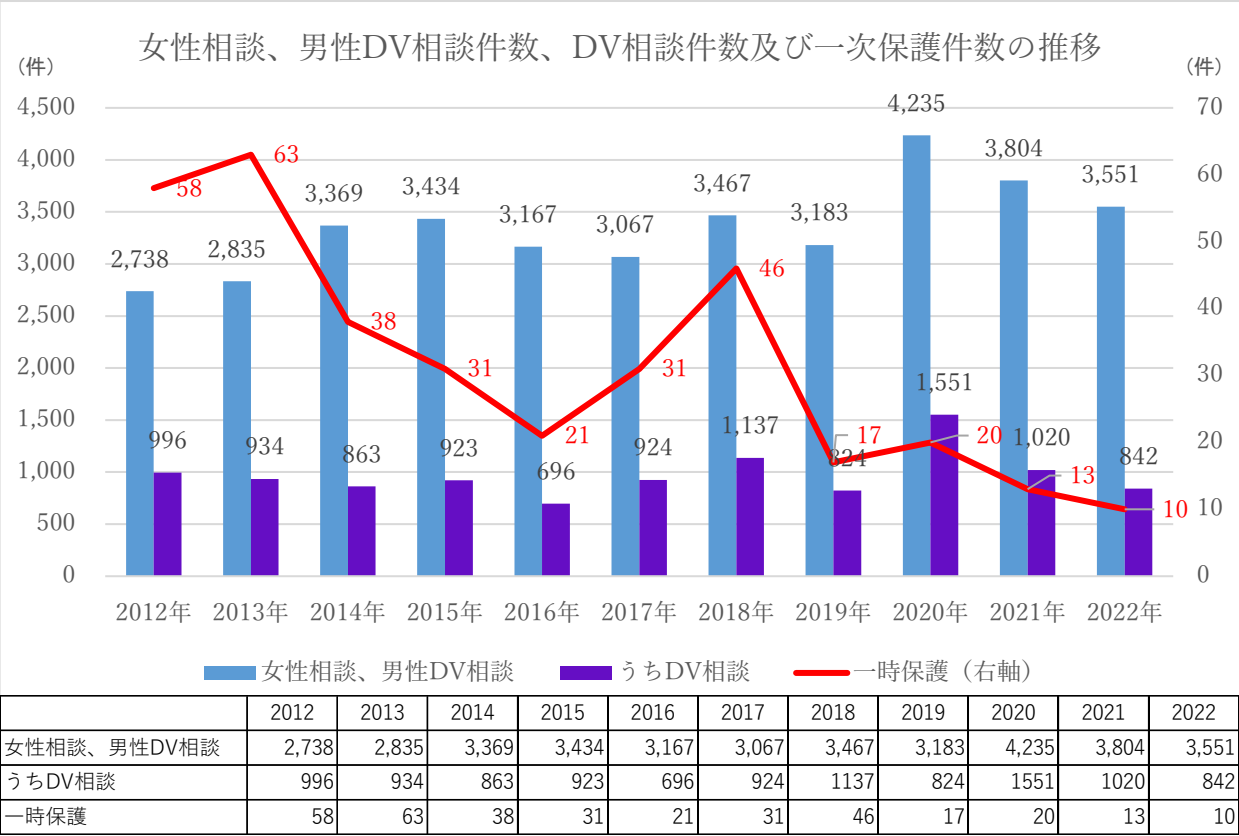
鳥取県は、2021（令和3）年7月に「鳥取県青少年育成意識調査」を活用してヤングケアラーの実態調査を行いました。結果、ヤングケアラーに当てはまると回答した人は、小学5年生が1.8%（7人/382人）、中学2年生が2.0%（8人/410人）、高校2年生が3.2%（13人/409人）、青年が5.1%（20人/393人）となっています。

「家族のケアをしているために、自分の生活にどんな影響が出ているか」の問いについては、小学5年生で「勉強の時間が十分に取れない」「特に影響はない」が42.9%、中学2年生で「体調不良・ストレスがある」「体がだるい」「特に影響はない」が37.5%と高い回答でした。少数でしたが「学校を休みがちになっている」と回答した人もいて、ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、ヤングケアラーの方を必要な支援に繋がられるよう、関係者が連携したきめ細かい支援が求められます。

なお、自身がヤングケアラーという自覚がない子どももいるため、数字に表れない実態についても留意が必要です。

（６）女性相談、DV相談等の状況

婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱われた女性相談、男性DV相談件数は2020（令和2）年度に4,235件と過去最多となりました。2022（令和4）年度には3,551件となり、一次保護件数も10件と減少傾向にあります。

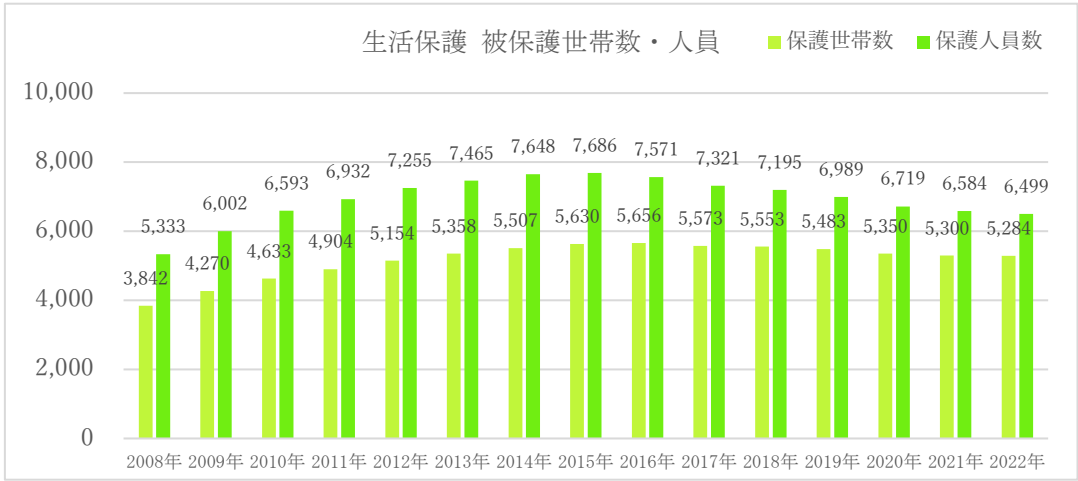


出典：鳥取県子育て・人財局家庭支援課調べデータより

（７）生活保護の受給状況

2015（平成27）年まで、鳥取県内の生活保護を受けている世帯、人員ともに増加していましたが、2022（令和4）年では5,284世帯、6,499人と減少傾向にあります。

生活保護を受けている世帯の平均人員は、2008（平成20）年の1.38人から1.22人に低下しており、孤独・孤立のリスクが一層増していると考えられます。



出典：厚生労働省被保護者調査

(8) 15 歳以上人口の就業状態

2022（令和4）年就業構造基本調査結果（鳥取県）によると、15 歳以上の有業者は 284,300 人で、2017（平成29）年と比べ 5,300 人、無業者は 192,000 人で 10,700 人減少し、有業率（15 歳以上人口に占める有業者の割合）は全体が 59.7%で、男女別にみると男性が 66.6%、女性が 53.5%となり、2017（平成29）年と比べ、全体が 0.9 ポイント上昇しています。

表 1-1 有業者数、無業者数及び有業率の推移－昭和31年～令和4年

(人、%, ポイント)

	総数				男				女			
	15歳以上人口	有業者	無業者	有業率	15歳以上人口	有業者	無業者	有業率	15歳以上人口	有業者	無業者	有業率
昭和31年	420,000	293,000	127,000	69.8	196,000	158,000	38,000	80.6	224,000	134,000	90,000	59.8
34年	412,000	289,000	123,000	70.1	193,000	158,000	35,000	81.9	218,000	131,000	87,000	60.1
37年	407,000	279,000	128,000	68.6	187,000	152,000	35,000	81.3	220,000	127,000	93,000	57.7
40年	422,000	285,000	137,000	67.5	194,000	152,000	42,000	78.4	228,000	133,000	95,000	58.3
43年	430,000	304,000	126,000	70.7	199,000	162,000	37,000	81.4	232,000	142,000	90,000	61.2
46年	440,000	306,000	134,000	69.5	205,000	166,000	39,000	81.0	235,000	141,000	94,000	60.0
49年	443,000	303,000	140,000	68.4	205,000	165,000	40,000	80.5	238,000	138,000	100,000	58.0
52年	458,000	311,000	147,000	67.9	214,000	170,000	44,000	79.4	244,000	141,000	103,000	57.8
54年	468,000	312,000	156,000	66.7	219,000	171,000	48,000	78.1	249,000	141,000	108,000	56.6
57年	476,000	326,000	150,000	68.5	224,000	178,000	46,000	79.5	253,000	148,000	105,000	58.5
62年	489,000	322,000	167,000	65.8	230,000	173,000	57,000	75.2	259,000	148,000	111,000	57.1
平成4年	501,000	332,000	169,000	66.3	235,000	180,000	55,000	76.6	266,000	152,000	114,000	57.1
9年	513,000	332,000	181,000	64.7	241,000	182,000	59,000	75.5	271,000	150,000	121,000	55.4
14年	521,100	314,600	206,500	60.4	245,900	175,800	70,100	71.5	275,300	138,800	136,500	50.4
19年	517,900	311,600	206,300	60.2	243,500	169,600	73,900	69.7	274,400	141,900	132,500	51.7
24年	503,500	289,500	214,000	57.5	236,700	158,300	78,500	66.9	266,800	131,300	135,500	49.2
29年	492,200	289,600	202,700	58.8	232,300	154,700	77,600	66.6	260,000	134,900	125,000	51.9
令和4年	476,300	284,300	192,000	59.7	225,200	150,000	75,200	66.6	251,100	134,300	116,800	53.5
増 減 H4年-H29年	-15,900	-5,300	-10,700	0.9	-7,100	-4,700	-2,400	0.9	-8,900	-600	-8,200	1.6

(注)平成9年までは千人単位で集計。その後、平成14年から百人単位で集計。

2017（平成29）年と比べると、「医療、福祉」で 800 人、「教育、学習支援業」で 300 人増加していますが、「農業、林業」で 3,200 人、「宿泊業、飲食サービス業」で 2,200 人減少しています。

表 2 産業大分類別有業者数及び割合－平成29年、令和4年（県及び全国）

(人、%, ポイント)

産業	鳥取県						全国	県-全国 (増減)
	令和4年		平成29年		増減		令和4年	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	割合	
総数	284,300	100.0	289,600	100.0	-5,300	-	100.0	
農業、林業	18,600	6.5	21,800	9.0	-3,200	-2.5	2.6	3.9
漁業	1,300	0.5	1,600	0.4	-300	0.1	0.2	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	100	0.0	-	-	0.0	-
建設業	22,000	7.7	21,900	7.8	100	-0.1	6.9	0.8
製造業	39,300	13.8	41,200	14.2	-1,900	-0.4	15.6	-1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2,000	0.7	2,000	0.3	0	0.4	0.5	0.2
情報通信業	3,600	1.3	3,400	1.0	200	0.3	4.4	-3.1
運輸業、郵便業	11,700	4.1	10,400	4.0	1,300	0.1	5.2	-1.1
卸売業、小売業	38,100	13.4	40,200	13.9	-2,100	-0.5	14.4	-1.0
金融業、保険業	5,600	2.0	7,200	2.3	-1,600	-0.3	2.4	-0.4
不動産業、物品賃貸業	3,400	1.2	3,200	1.2	200	0.0	2.3	-1.1
学術研究、専門・技術サービス業	7,700	2.7	7,600	2.5	100	0.2	4.1	-1.4
宿泊業、飲食サービス業	13,700	4.8	15,900	5.4	-2,200	-0.6	5.4	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	9,400	3.3	9,200	3.4	200	-0.1	3.3	0.0
教育、学習支援業	16,400	5.8	16,100	5.0	300	0.8	5.1	0.7
医療、福祉	46,700	16.4	45,900	13.8	800	2.6	13.4	3.0
複合サービス事業	3,100	1.1	3,400	1.1	-300	0.0	0.7	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	17,200	6.0	16,000	5.7	1,200	0.3	6.8	-0.8
公務(他に分類されるものを除く)	14,800	5.2	14,800	4.9	0	0.3	3.7	1.5
分類不能の産業	9,700	3.4	7,700	3.9	2,000	-0.5	2.9	0.5

用 語 集

※[]内は使用している主な頁

● ひきこもり[P12]

様々な要因により社会との関わりを避け、家庭にとどまり続ける状態。通常、就学や就労をしていない若者や成人を指すが、文脈によっては外出や社会交流の少ない高齢者を含む場合もある。

厚生労働省が定めた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、概ね 6 ヶ月以上にわたって上記の状態にある者と定義されているが、期間については支援者によっても様々な意見がある。

● 孤独死[P12]

誰にも看取られることなく一人で亡くなること。

単に独居者が家で亡くなるなどの事実だけを指すものではなく、死後長期間にわたり発見されないなど、社会からの孤立的な状況や経緯を含んだ表現として用いられることが多い。

● ヤングケアラー[P12 など]

本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行うことで、守られるべきこども自身の権利が守られていない状況にある 18 歳未満のこどものことを言う。小さい頃から当たり前のように家族の世話をしていたため、自らがヤングケアラーだという自覚がないこどもたちも多くいる。[鳥取県孤独・孤立対策課製作リーフレットより引用]

介護に時間を費やすことで学業や友人との交流などに支障が出たり、その悩みを周囲に相談できず孤立してしまったりすることが問題として挙げられ、社会問題となっている。

● 重層的支援体制整備事業[P12]

2021(令和 3)年の社会福祉法改正において創設された新しい事業。市町村を実施主体とし、社会課題が複雑化する中で個々の支援制度が縦割りとなることの解消をふまえて「属性を問わない相談支援」、「(支援対象者の社会への)参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを求める。事業の全体または一部を社協で受託するケースが増えている。

● ニッポン一億総活躍プラン[P13]

日本政府によって掲げられた政策の一つ。安倍晋三首相(当時)を議長とする「一億総活躍国民会議」で取りまとめられ、2016(平成 28)年 6 月 2 日に閣議決定された。

このプランによって目指すこととされた「一億総活躍社会」では、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」が掲げられた。

● (生活支援体制整備事業における)協議体[P15]

生活支援体制整備事業は、2015(平成 27)年に創設された介護保険制度下の事業。ここにおいて協議体とは、自治体が配置する生活支援コーディネーターを中心に、身近な地域福祉活動の主体となる自治会役員や民生委員、福祉委員やボランティア活動の関係者などが集まって、地域課題を共有し解決策を協議する場として構想されているもの。

● 地域包括支援センター[P15]

介護保険制度における機能の一つ。地域に暮らす高齢者などに対し、介護サービスの利用に関する相談を受けつけるほか、介護予防のプラン作成や権利擁護事業などを行う。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されることとなっている。設置するのは市町村などの介護保険者で、社協や民間の事業所へ委託されている場合もある。

● コミュニティソーシャルワーク(ワーカー)[P17]

対人援助において、生活課題を抱えた個別の対象者・世帯への支援と、それを取り巻く地域社会への働きかけを一体的に行う手法(それを進める人)。

地域福祉の推進における主要な考え方の一つとなっており、ワーカー単独ではなく関係する多職種の連携によることが望ましい。

鳥取県社協では、2008(平成 20)年度からワーカーの養成研修を開催している。

● 地域アセスメント [P18]

アセスメントは、もとは介護などの福祉サービスの利用内容を決めるため、本人や家庭などの状況を評価・分析するプロセスを指す。この考え方にならい、住民を取り巻く地域の特性や状況、社会資源等を把握し分析するプロセスを「地域アセスメント」と表現している。

概ね自治会～小学校区程度の単位で行われる。

● 全国健康福祉祭(ねんりんピック)[P20 ほか]

厚生労働省が所管する、高齢者を対象としたスポーツと文化の祭典。健康促進や生きがいづくりを目的として毎年 10 月頃に開催され、例年全国から 1 万人を超える参加者が集う。

開催県が毎年変わっており、前年の愛媛県から引き継いで、2024(令和 6)年には初となる鳥取県での開催を控えている。

● セーフティネット[P22]

福祉においてはいわゆる社会保障の仕組みを指し、諸々の制度や機能の総称として用いられる。

憲法に定められる最低限度の生活保障に関連し、国家責任とあわせて論じられることも多い。

年金や医療保険なども含まれるが、特に生活保護制度が代表的で、「最後のセーフティネット」とも表現される。

● 8050 問題[P23]

高齢の親が(ひきこもりなどで)自立生活を送れない中高年の子どもの生活を支えている世帯状況を、社会問題としてとらえた用語。

モデルケースとなる「80 代の親と 50 代の子ども」が由来。

経済・生活環境面から就労支援まで、深刻かつ複雑な支援課題を抱えていることが多い。地域社会とのかかわりを避けている世帯も少なからずあり、実態の把握も難しいとされる。

● ダブルケア[P23]

育児と(親などの)介護を同時に行うこと。性質上、労働世代の方に多く生じる問題であり、過度な負担による本人の心身不調のほか、離職による生活困窮、育児(介護)放棄などにつながることもある。

● 権利擁護(事業)[P23]

社会福祉においては、高齢者や障がい者などの権利を保護すること。

虐待防止などのほか、社協では判断能力に不安がある人の意思決定を支える事業を総称してこう呼ぶことが多い。日常生活自立支援事業や成年後見制度(社協が後見事務を受任する場合においては「法人後見事業」)などがある。

● アウトリーチ[P24]

問題に対して能動的にアプローチすること。対人支援においては、対象となる世帯を直接訪問して相談援助などを行う活動を指すことが多い。

● 福祉人材センター[P30]

福祉分野への就職や転職を支援する、無料職業紹介事業の一つ。

社会福祉事業に分類されており、都道府県社協が実施主体となっている。求人情報の提供や就職相談、研修の実施などを通じて、福祉人材の確保・定着・育成を行う。

● エルダー・メンター制度[P31]

経験が比較的豊富な先輩職員「エルダー」が、新人・若手の職員に対して助言指導の役割を担う仕組みのこと。

特にメンタル面のケアを行う役割を担う人(制度)を「メンター」といい、エルダーと併せて置かれることもある。いずれも、経験の浅い職員の成長・定着促進などを目的として導入される。

● 修学(等)資金貸付制度[P32]

学生や求職者に対し、学費や(再)就職などに必要な資金などを貸し付ける制度。多くは無利子または低利子で、かつ一定の条件を満たすと返済が免除されるものが多い。

介護・保育・看護などの各分野で実施されているほか、ひとり親など一定の対象者を定めて同様の仕組みを用いる事業もある。

● OJT[P36]

On-the-Job Training の略。職場で実際に仕事をしながらスキルや知識を習得する教育訓練方法。

これに対し、職場(実務)から離れて研修施設または自学などで行うものを OFF-JT と呼ぶ。

● 市町村社協ボランティアセンター(社協ボランティアセンター)[P38 ほか]

地域住民をはじめとした地域関係者・機関が、「福祉でまちづくり」の主体であるという意識を育み、自発的な活動を生み出すサポートをするセンター。社協ボランティアセンターは、多様な人々の新たな参加を生み出すプラットフォームを目指す。「災害ボランティアセンター」については別掲する。

● サービスラーニング[P39]

地域貢献活動を通じた学び。自分たちの街をよくしていきたいという「市民性」を育み・形成し、地域の一員としての自覚と責務を通して地域貢献活動を行うこと。

● 全社協(全国社会福祉協議会)[P45 ほか]

社会福祉協議会の中央組織で、東京都千代田区霞が関に所在。全国の都道府県・市区町村における社協活動の支援のほか、図書出版や政策提言、国際福祉など様々な事業を行う。2024(令和 6)年度は、社協活動の指針として 1962(昭和 37)年から定めている「基本要項」の 33 年ぶりとなる改定を控える。

● あいサポート運動／あいサポーター／あいサポートメッセンジャー[P46]

「あいサポート運動」は、障がいの特性や障がい者が困っていることなどを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がい者が暮らしやすい地域社会を作っていく運動。2009(平成 21)年に鳥取県で始まった。

あいサポート運動の主旨に賛同し、あいサポーター研修を受講した人は誰でも「あいサポーター」になれる。「あいサポートメッセンジャー」は、身近な地域、学校、職域等においてあいサポーター研修の講師となり、広くあいサポート運動を伝えていく推進役となる人。

● 災害ボランティアセンター[P52]

災害が発生した地域で臨時的に開設されるボランティア活動の窓口。主に市町村社協が開設する。被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体のコーディネートを行う。

災害の数だけセンターの形態には違いがあることから、平時から地域住民や NPO 法人、行政、福祉関係団体等と連携を図っておくことが大切となる。

● 社会福祉法人[P54 ほか]

社会福祉法に定められている非営利法人の法人格。所轄庁(都道府県など)の認可によって設立され、多くは保育所や介護事業所など福祉施設の運営法人である。

社会福祉事業の中には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)など、地方公共団体と社会福祉法人しか実施できない事業が存在する。

● 社会福祉法人制度改革[P54]

社会福祉法人の運営における透明性と信頼性をより高めるため、2016(平成 28)年度から行われた一連の制度改革。

社会福祉法の改正によって行われ、ガバナンス強化、財務情報の公開、公益的な取組みの責務化などが定められた。

● 社会福祉主事(任用資格)[P62]

福祉事務所で相談・援助にあたるケースワーカーなどの任用にあたり求められる資格。社会福祉法第18条・第19条に規定。

全社協(別掲)が養成研修を実施しており、鳥取県社協でも研鑽目的で多くの職員が修了している。ただし本資格は行政職の任用資格であり、県社協に社会福祉主事を配置しているという意味ではない。

● 収益的な取組み(収益事業)[P64]

収益を上げるために行う事業。社会福祉法人は非営利法人だが、本業の福祉サービスを支えるために一定の範囲で収益目的の事業が認められており、自主的な福祉事業を行うにあたっての貴重な自己財源となる。

本用語集は、作成者独自の視点に基づいて作成したものです。
内容は一般的な定義などに基づきつつ、特定の文脈や視点などを反映しています。

MEMO:

次期中期計画策定アドバイザー

(敬称略・肩書は令和5年4月当時)

区分	所属・職名	氏名
大学	鳥取大学地域学部 地域創造コース教授	小野 達也
市町村 社協	米子市社会福祉協議会 事務局長	政木 人巳
	八頭町社会福祉協議会 事務局長	平木 ひろみ
福祉団体	鳥取県民生児童委員協議会 理事	西井 通
	鳥取こども学園 常務理事 (前鳥取県児童福祉入所施設協議会会長)	田中 佳代子
	鳥取県知的障害者福祉協会 副会長 (松の聖母学園施設長)	片山 義継
行政	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 副局長兼福祉保健課長	松本 秀樹
	鳥取市福祉部長	藏増 祐子
学識 経験者	新日本海新聞社 参与	田中 仁成
	鳥取県信用保証協会 会長 (元鳥取県副知事)	野川 聡

令和6年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償 事故に 対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い 等の各 種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
基本 補償 A型	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞 費用 付 補償 B型	基本補償(A型) 保険料	
	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446 より抜粋)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン
保険金の種類			
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額		4,000円
	特定感染症		補償開始日から補償(*)
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		× ○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

鳥取県社会福祉協議会 中期計画
「ほっとプラン2024」

著者・発行者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
鳥取市伏野1729-5

発 行 日

2024年3月 第1刷

印 刷

総合印刷出版株式会社

本書の著作権は著者に帰属します。また、典拠情報等を記載している図表・データ等についてはその出典・引用元に帰属します。

許可なく本書の内容の一部または全部を複製、転載、転用することを固く禁じます。

ほっとプラン2024

令和6年3月発行

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5
鳥取県立福祉人材センター内
TEL (0857) 59-6331
FAX (0857) 59-6340
URL <https://www.tottori-wel.or.jp>

